

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
1	1				4			契約金額	契約金額はサービス購入料1～5までの記載がありますが、事業者への支払いも1～5に分類されて支払われるのでしょうか、あるいは、合計した金額での支払いでしょうかご教示ください。	合計した金額を四半期毎に81回払いでお支払いします。
2	1				7			支払場所	支払場所として横浜銀行県庁支店の指定がありますが、これはサービス購入料の支払口座として同支店に事業者が口座を開設しなければならないということでしょうか。	病院事業庁の支払指定場所は(株)横浜銀行県庁支店となっていますが、同支店に事業者が支払い口座を設ける必要はありません。
3	7								「事業者と病院事業庁は、本契約と共に、実施方針、実施方針等Q&A、本件入札説明書及び本件入札に対する質問及び回答書、並びに本件入札説明書に記載の病院事業庁の指定する様式に従い作成され、入札時に提出した入札書、提案書及び設計図書に定める事項が適用されることをここに確認する。」とありますが、実施方針等に対する質問及び回答書は対象に含まれないのでしょうか。	実施方針等に対する質問及び回答書も対象に含まれます。
4	7		1		1		(5) (6)	定義	「維持管理・運営業務」の前に「(ピリオド)」がありますが、誤植でしょうか。	ご質問のとおりです。「(ピリオド)」は不要ですので、訂正させていただきます。
5	7		1		1		(7)	定義	「「応募者」とは、本事業遂行の能力を有し、本件事業の入札に参加表明した者(単独の企業、又は複数の企業で構成されたグループ)をいう。」とありますが、実施方針10頁2(4)ア応募者の構成等に記載の通り、「応募者」は代表者及び構成員で構成されるという理解でよろしいでしょうか。また、設計業務及び建設業務を担当する者が協力企業であった場合は、当該協力企業も含まれるのでしょうか。	応募者は3社又は複数の企業等により構成されるグループであり、複数の場合は代表者及び構成員で構成されます。単独の場合はその企業が代表者であり構成員でもあります。なお、協力企業は設計業務及び建設業務を担当する者であっても応募者に含まれません。 関連 No6をご覧ください。
6	8		1		1		(18)	定義	「「協力企業」とは、応募者を構成する者(ただし、代表者あるいは構成員を除く。)で、本件事業の業務の一部を担うことを予定している者」とありますが、代表者及び構成員以外で応募者を構成する者は存在するのでしょうか。また、協力企業は全て応募者に含まれてしまうのでしょうか。	協力企業は応募者には含まれません。当該定義は誤解を受ける表現となっているため、入札説明書で「代表者及び構成員以外の者で本件業務の一部を担うことを予定している者」に変更します。
7	8		1		1		(18)	定義	協力企業の定義として、「応募者を構成する者(ただし、代表者あるいは構成員を除く。)で、本件事業の業務の一部を担うことを予定している者」とある一方で、実施方針(P4 2 (4)ア)には、「グループ(応募者)を構成する企業等を構成員といる。」とあり、「代表者と構成員を除く応募者を構成する者」に該当する企業は無いように読み取れます。 「協力企業」と「構成員」との違いが明確になるよう、それぞれの定義をご教示願います。 ※協力企業に対する業務の再委託は病院事業庁の承諾不要とされている為、どの当事者が「協力企業」となるかを明確にしたく、質問させていただきます。	No6をご覧ください。
8	8		1		1		(35)	定義	「「大規模修繕」とは建築物については建築物の一側面、連続する一面又は全体に対して行う修繕」とありますが、ここでいう「一側面」とは外壁の一側面を指すのでしょうか。内部や構造体の修繕は該当しないのでしょうか。また建築基準法上の「大規模の修繕」とは異なる意味になるのでしょうか。お示しください。	一側面とは外壁には限定せず、内部や構造体の修繕も該当します。なお、建築基準法の「大規模の修繕」とは定義が異なります。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
9	8		1		1		(35)	定義 大規模修繕費用は、経年劣化した部分を新規の部品に取り替える費用のみを想定し、時代の変化に伴う陳腐化した部分に対する性能向上については想定しないと考えてよろしいでしょうかご教示ください。	ご質問のとおりです。	
10	8		1		1		(36)	定義 「提案書」とは、応募者が病院事業庁に提出した応募提案、病院事業庁からの質問に対する回答書その他の応募者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。」とありますが、「入札時から本契約締結までに」提出した書類という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
11	8		1		1		(38)	定義 「患者の診断、治療、看護等に直接には必要とならない物品」とは、具体的にどのようなものでしょうか。	「要求水準書」のP142に記載のとおり、備品等となっております。	
12	8		1		1			定義 構成員の定義はなされないのでしょうか。	構成員の定義はいたしません、要件等は「実施方針」P10の(4)応募者の備えるべき参加資格要件で整理しています。	
13	9		1		1		(41)	定義 病院施設の定義には本駐車場Ⅱが含まれないので、本駐車場Ⅱ整備工事は病院施設の整備業務等に含まれていませんが、何か理由があるのでしょうか。	病院棟などが整備されたあとに、本駐車場Ⅱを整備することになるため、本書においては、便宜上分けております。	
14	9		1		1		(51)	定義 「入札説明書本編及び付属資料(業務要求水準書、落札者決定基準、様式集及び記載要領等)」とありますが、付属資料には、業務要求水準書、落札者決定基準、様式集及び記載要領の他に何が含まれるのでしょうか。	現在のところ、定義で示したものの他は特定事業契約書(案)を想定していますが、今後の状況により追加する可能性はあります。	
15	10		1		1		(56)	定義 「建設用地②及び③の上」は「建設用地②又は③の上」の誤りでしょうか。	提案によっては、②③の両方に整備する、②又は③のどちらかに整備することも考えられ、ここでは「及び」としております。	
16	10		1		1		(60)	定義 「建設用地②及び④」は「建設用地②及び③」の誤りでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。	
17	10		1		1		(61)	定義 「建設用地③」は「建設用地④」の誤りでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。	
18	10		2		5	2		事業者の資金調達 本項の財政上および金融上の支援とは、実施方針「7 (1)財政上および金融上の支援」を指していると解釈しますが、応募グループまたはSPCが折衝した結果、日本政策投資銀行による融資が適用された場合、何故、病院事業庁とサービス購入料の軽減に充当すべく両者協議となるのでしょうか。	病院事業庁の負担軽減につながるよう努めていきたいという趣旨です。	
19	10		2		5	2		事業者の資金調達 本事業は一部起債による事業者への一時金の支払がありますが、この金額の減による事業者の資金調達が増する可能性があります。この場合、起債等の減に伴う事業者のファイナンスコストの増加分については負担していただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	起債等による一時金の支払条件は入札公告時に提示する予定です。入札公告後に一時金の支払額が変動した場合には、合理的な増加費用を病院事業庁が負担します。	
20	11		2		7	3		関係者協議会 合意に至らない場合は「病院事業庁は…自らの裁量において決定し」とありますが、自由裁量では協議の意味がなくなると考えますので、「合理的根拠に基づき」として頂けないでしょうか。	病院事業庁及びSPC双方がそれぞれ合理的根拠を示し、十分な協議を尽くした上でも合意に至らない場合の規定であり、その後の訴訟等の法的手続きに進むためにも一定の判断又は決定が必要であることから、病院事業庁の裁量で決定することとしています。 いただいたご質問はご意見として承ります。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
21	11		2		7	3		関係者協議会 病院事業庁と事業者が合意に至らないときは、本契約に別途定める場合を除き、病院事業庁は自らの裁量において決定し、事業者はこれに従うものとするありますが、事業者は、病院事業庁の決定が合理的な理由に基づく場合に限り、従うものであるとの理解でよろしいでしょうか。	病院事業庁の決定が合理的な理由に基づくか否かにかかわらず、事業者は原則として病院事業庁の決定に従うことになります。ただし、病院事業庁の決定に不服がある場合は、訴訟等の法的手続きに進むことになります。	
22	11		2		7	3		関係者協議会 「病院事業庁と事業者が合意に至らないとき」、「病院事業庁は当該協議の対象とされた事項を自らの裁量において決定して事業者に通知し、事業者はこれに従うものとする。」とありますが、第三者機関に委ねるか、協議事項は入札前の競争的対話・ヒアリング等々の中に盛り込む等の措置は対応できませんでしょうか。	第三者機関に委ねることは想定していません。ただし、契約締結後に、適当な第三者機関が見出され、病院事業庁と事業者との協議で、その第三者機関に委ねることが合意できた場合はこの限りではありません。また、協議事項は特定事業契約で定めることとしておりますので、意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見いただきたいと考えております。	
23	11		2		8	1		本件土地の引渡し等 本件土地の管理の始期は工事着工日という理解でよろしいでしょうか。	事業者に対してその土地の引渡しを行った日を管理の始期とします。	
24	11		2		8	1		本件土地の引渡し等 本件土地は無償貸与いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、使用許可等を交付していただけますでしょうか。	本件土地については、請負契約に伴う管理・使用となるので無償であり、使用許可等は不要です。	
25	11		2		8	3		本件土地の引渡し等 条文中「地下埋設物」は(実施方針P15の通り)切回し工事後に残置された「排水管」との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
26	11		2		8	3		本件土地の引渡し等 地中埋設物等、工事施工に障害となる物の撤去は病院事業庁の負担とするのが一般的と考えます。地中埋設物は「排水管」と、その他事前に解っている物以外の埋設物撤去にかかる費用は病院事業庁の負担との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
27	11		2		8	3		本件土地の引渡し等 用地③については、整地のみならず地下埋設物の除去も県の責任及び費用において実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。	今後、入札説明書でお示しします。	
28	11		2		8	3		本件土地の引渡し等 「事業者が自己の責任及び費用において地下埋設物の除去を含む～を行う」とありますが、万一、土壌汚染や除去不能あるいは除去に過分の費用又は期間を要する地下埋設物が現れた場合など事業者として責任を負いかねる事態の発生を考慮し、用地③同様に全ての本件土地に関し県の責任及び費用において地下埋設物の除去を含む整地を行っていただき更地にて引き渡し願いますようお願いいたします。	ご意見として承ります。	
29	11		2		8	3		本件土地の引渡し等 いずれの建設用地についても、事業者SPCはその所有権を取得することはない為、建設用地に係る瑕疵担保責任を病院に対して負うことはなく、すなわち、建設途中で土壌汚染が判明した場合は、その対応に起因して発生する費用、建設遅延等一切について責任を負担しないものと思慮いたしますが、いかがでしょうか。建設用地における土壌汚染リスクの分担についてのお考えをご教示願います。	事業者の行なう行為によって土壌汚染が生じる場合等明らかに事業者に帰責事由がある場合を除き、病院事業庁が負担することとなります。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
30	11		2		8	3,4		本件土地の引渡し等 埋設管を除く地下埋設物の除去に関する責任が事業者の負担とされていますが、そのリスクを十分に評価して入札金額に反映するためには、埋設管以外の地下埋設物の存在について事業者が十分知りうるような資料が本件入札公告までに提示いただけるものと理解しますが、病院事業庁の方針をご教示願います。	地下埋設管の資料は11月特定事業の選定時に公表します。また、現地見学会も実施しますので参考としてください。(【別紙12】を参照) 本件における使用していない排水管のように、あらかじめ病院事業庁が当該土地の条件として提示しているものは事業者の負担で撤去等を行っていただきますが、条件提示がない地下埋設物等による合理的な費用増加は病院事業庁が負担します。	
31	11		2		9			許認可、届出等 建築手続き上、重粒子線治療施設の建築主は市ということで計画通知、がんセンター施設の建築主はSPCで、建築確認を取得。また基準法上は治療施設用地とがんセンター施設用地は別敷地という扱いになるのでしょうか。お示ください。	がんセンターと重粒子線治療施設は、一般地の扱いとなります。重粒子線治療施設の整備は、がんセンターの建築確認申請後に、建築基準法第6条に基づく、建築物の計画の変更の手続きを行います。なお、手続きの申請は、SPCと病院事業庁の連名によるものと考えていますが、横浜市との協議の結果に基づきます。 実施方針の回答 No.180をご覧ください。	
32	12		2		10	1		設計図書等の著作権 病院事業庁の裁量に利用する範囲は、同条3項の範囲に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
33	12		2		10	5,6		設計図書等の著作権 病院事業庁が当該事実(事業者の作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権を侵害している事実)を認知された場合は速やかに事業者にその旨をご指摘下さいますようお願いいたします。	病院事業庁が当該事実を認知できた場合には、可能な限りご指摘いたします。	
34	12		2		11			増加費用又は損害の負担 貴庁が増加費用又は損害を負担する場合には、合理的な範囲及びその限度にて負担とありますが、「合理的な範囲」とは、金融費用も含まれるという理解で宜しいでしょうか。含まれる範囲等、具体的なお考えをご教示下さい。	金融費用も含め、増加費用又は損害が合理的か否かを個別・具体的な事情に応じて判断することになります。	
35	12		2		11			増加費用又は損害の負担 増加費用又は損害につき、金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	No34をご覧ください。	
36	12		2		11			増加費用又は損害の負担 「病院事業庁は、本契約の規定するところから従って増加費用又は損害を負担する場合には、合理的な範囲及びその限度にて…」とありますが、「合理的」と判断するに足る判断基準はございますか？	発生した事象、その原因及び帰責事由等により、そのケースごとに判断します。	
37	12		2		11			増加費用又は損害の負担 病院事業庁が、本契約の規定するところから従って増加費用又は損害を負担する場合には、合理的な範囲及びその限度にて当該費用又は損害を負担するものとしますが、合理的な範囲及びその限度とは、社会通念上、合理的な範囲であり、また限度であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 現実的には発生した事象、その原因及び帰責事由等により、そのケースごとに判断します。	
38	12		2		11			増加費用又は損害の負担 「病院事業庁は～合理的な範囲及びその限度にて当該費用又は損害を負担するものとする」とありますが、病院事業庁としての「合理的な範囲及びその限度」の解釈をご教示願います。	No36、37をご覧ください。	
39	12		2		11			増加費用又は損害の負担 「合理的な範囲」の根拠とすることをお示ください。	No36、37をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
40	12		3		12			全体スケジュール表	建設及び許認可取得時期を含む全体スケジュール表を本契約締結以後速やかに病院事業庁に提出するとありますが、スケジュール作成には施設整備に関する関係諸機関との協議等一定期間が必要です。また、事業者以外の第三者(病院事業庁を含む)の要因により本スケジュールは変わり得ると考えられますが、当該スケジュール表提出時期、及び、提出後の変更に関する取扱いについて、病院事業庁の見解をご教示願います。	病院事業庁が別途行う事業(重粒子線治療装置整備や引越し業務等)との調整に必要となりますので、契約書締結後速やかに提出いただくことをお願いしています。関係機関等との協議等によりスケジュールの変更は当然起こりえるものであり、スケジュール変更が必要な事象が発生した際には速やかに相手方に連絡し、協議を行うことに対応していくことを想定しています。
41	13		3		13	6		病院施設の設計	病院事業庁の責めに帰すべき場合についてもすべて事業者が負担するというのは合理性に欠けると考えます。病院事業庁の責めに帰すべき場合は、病院事業庁が負担する旨の但し書を追記して頂けないでしょうか。	本項においては、病院事業庁の責めに起因する事象は想定しておりませんので、但し書を追記する予定はありません。
42	13		3		14	1		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	「病院事業庁は事業者から提出された書面を検討のうえ、工期又は…運営予定開始日を決定する」とありますが、「書面を検討し、事業者との協議のうえ」などの、協議条項を追加して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
43	13		3		14	1		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	「本件工事開始前及び工事中において必要があると認めるときは～設計図書の変更を求めることができる。」とありますが、文字通り読めば、建物引渡しの直前まで県が必要を認めれば無制限に設計変更が可能となり、かつ、結果的に変更工期の最終決定権も県が有するというのはあまりに事業者側に過酷と思われま。法令変更等やむをえない場合を除いて、設計業務完了後に設計図書の変更は行わない、また、変更は事業者提案の趣旨を逸脱しない範囲で行う、といった制限を設けていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
44	13		3		14	1		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	建中融資において金利の固定化を行うことを予定しておりますが、設計図書の変更に伴い費用が変動しこれに伴い融資金額の変更によるスワップブレイクコスト等の金融費用が発生した場合、かかるコストも「事業者に発生する合理的な増加費用」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No34をご覧ください。
45	13		3		14	2		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	病院事業庁は、特別の理由があるときは、本件工事費等の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができますとありますが、特別の理由とは、どのような事象を想定されているのでしょうか。具体的にご教示ください。	予算等の制約により工事費等の増額ができないような場合を想定しています。
46	13		3		14	2		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	病院事業庁は、特別の理由があるときは、本件工事費等の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができますとありますが、設計変更に伴い事業者に発生する設計変更作業にかかる合理的な増加費用は、病院事業庁が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な費用は病院事業庁で負担することになりますが、当該条項による設計変更をお願いするケースでは予算等の制約により工事費等の増額ができない場合になりますので、合理的な増加費用も含めて費用が増加しないような設計変更をお願いすることが考えられます。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
47	13		3		14	2		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	病院事業庁は、特別の理由があるときは、本件工事費等の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができるとありますが、これに伴い事業者に発生した設計、建設以外の業務にかかる合理的な増加費用は、病院事業庁が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No46をご覧ください。
48	13		3		14	2		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	本件工事費等を増額すべき場合において、「本件工事費等の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。」とあります。この場合は仕様の変更を主体として考えておられるのですか。	建物仕様の変更だけに限らないと考えております。
49	13		3		14	2		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	「変更後の支払い条件等」との記載がございますが、工事費の減額もあろうのでしょうか。	本条項は工事費等を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合に適用されるので、工事の減額については考えにくいですが、可能性としては減額されるケースもあり得ます。
50	13		3		14	2		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	サービス購入料1はそのまま金融機関への融資返済の原資となります。「支払条件変更」がかかる融資返済スケジュールに支障を来すことのないようご配慮願います。	病院事業庁としてもそのようなケースがおこらないよう、配慮いたします。
51	13		3		14	4		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	「事業者の請求により設計図書の変更を行う場合」とありますが、事業者に変更の帰責がないものの、手続き上事業者が変更を請求する場合は、本項は適用されないという理解でよろしいでしょうか。	本条項は、本条1項と異なり、事業者側の事情で設計図書の変更が行なわれて増加費用が生じた場合には、事業者負担とする旨の規定なので、帰責性の有無に関わらず、事業者の請求による変更に基づき増加した費用については、事業者負担となり、事業者に帰責事由がなく、手続き上事業者が変更を請求する場合には、法令変更が考えられますが、その場合は第15条の規定に従うことになります。
52	13		3		14	5		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	「病院事業庁の請求による場合に、事業者に損害が生じる時は、病院事業庁はその損害費用を負担する」旨の一文を追加していただけないでしょうか。	第14条第1項及び第2項にて、同様の内容が記載されていると考えておりますので、現在のところ、ご質問の一文を追加する予定はありません。
53	13		3		14	5		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	設計・建設業務に係る費用が減少し、サービス購入料1の減少に連動した融資金額の変更によりスワップブレイクコスト等の金融費用が事業者が発生した場合、県にて当該費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No34をご覧ください。
54	13		3		14	6		病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	「病院事業庁の請求による場合に、事業者に損害が生じる時は、病院事業庁はその損害費用を負担する」旨の一文を追加していただけないでしょうか。	No52をご覧ください。
55	13		3		14			病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	入札後、ある部分の設計開始前に当該部分に関する本件入札説明書記載の条件(業務要求水準書を含むがこれに限らない)が変更となり、その結果、事業者の提案書または入札時の想定が変更となることも本条にいう「設計図書の変更」にあたるものと理解しますが、病院事業庁の見解をご教示願います。	ご質問のとおりです。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
56	13		3		14			病院事業庁の請求又は承諾による設計図書の変更	事業者が病院事業庁の承諾を得て設計図書の変更を行った場合、その変更が必要かつ合理的と認められれば発生する増加費用は病院事業庁に負担していただくと理解してよろしいでしょうか。	第14条第3項で事業者は病院事業庁の承諾がなければ設計変更することができませんので、ご質問のように病院事業庁の承諾を得て設計図書の変更を行う場合は、その変更を必要としているのは事業者であることから、その費用が合理的であったとしても事業者が負担することになります。
57	14		3		15	1		法令変更による設計図書の変更	6行目「病院事業庁は、工期又は工程…運営開始予定日を変更する」とありますが、「事業者との協議のうえ」などの、協議条項を追加して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
58	14		3		15			法令変更による設計図書の変更	「建築基準法、消防法、その他の法令の改正により、病院施設の設計図書の変更が必要になった場合、当該変更に必要な合理的費用は病院事業者が負担する」とあります。これは入札時点から確認申請時までの期間において生じた法令変更により発生する費用と考えればよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
59	14		4	1	16	1		病院施設の建設	所有権移転に伴い、登記にかかる費用は県が負担されると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
60	14		4	1	16	1		病院施設の建設	建設工事請負契約において事業者を原資取得者とし建物未使用の状態に県に引き渡すと規定することにより事業者に不動産取得税は課税されないという理解でよろしいでしょうか。	不動産取得税の課税については、発注者のSPCと建設請負業者の間の契約内容等により判断されます。どのような契約とするかは、事業者の判断に委ねますので、弁護士・会計事務所等と検討してください。 「実施方針」の回答No53をご覧ください。
61	14		4	1	16			病院施設の建設	正当な理由がある場合、工期変更について事業者側から申入れができる旨、条項を追加して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
62	14		4	1	18	1		建設期間中の第三者の使用	1行目「施行」は「施工」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。
63	14		4	1	18			建設期間中の第三者の使用	「本件工事の施行の全部または一部を～」は、「本件工事の施工の全部または一部を～」ではないでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。
64	15		4	1	18	5		建設期間中の第三者の使用	病院事業庁の責めに帰すべき場合についてもすべて事業者が負担するというのは合理性に欠けると考えます。病院事業庁の責めに帰すべき場合は、病院事業庁が負担する旨を追記して頂けないでしょうか。	No.41と同様です。同回答をご覧ください。
65	15		4	1	21			重粒子線治療施設建設工事に従事する者との協力	費用負担が生じるものについては「協力」の範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に可能な範囲外のものについては、ご質問のとおりです。
66	15		4	1	22	2		建設に伴う各種調査	測量及び地質調査はそもそも事業者の業務範囲外でありサービス購入費の対象外であると認識しておりますが、「測量及び地質調査に関する費用が減少した場合、サービス購入費からかかる減少分の相当額が減額されるようサービス購入費を改定するものとする。」とはどうでしょうか。	第22条第2項の、「測量及び地質調査に関する費用が減少した場合、サービス購入費からかかる減少分の相当額が減額されるようサービス購入費を改定するものとする。」は削除します。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
67	15		4	1	22	2		建設に伴う各種調査	落札後、実際の地盤等の状況が病院事業庁が実施した測量及び地質調査の結果からは合理的に予見し得ないものであった場合で、それにより追加費用又は損害が生じた場合、当該追加費用または損害は本条において病院事業庁にご負担いただけるものと理解しますが、病院事業庁の方針を教示願います。	病院事業庁が費用を負担する場合は、病院事業庁が実施した調査の結果に不備や誤りがあった場合になります。
68	15		4	1	22	2		建設に伴う各種調査	「測量及び地質調査に関する費用が減少した場合～サービス購入費を改定する」とありますが、本項前段の病院事業庁による測量及び地質調査の不備、誤謬等による損害の負担に関する一文との関係が不明です。病院事業庁あるいは事業者のどちらの主体が、どの時点で実施する測量及び地質調査を指しているのかご教示願います。	No66をご覧ください。
69	15		4	1	22	2		建設に伴う各種調査	測量及び地質調査業務に係る費用が増減し、サービス購入料1の増減に連動した融資金額の変更によりスワップブレイクコスト等の金融費用が事業者が発生した場合、県にて当該費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No66をご覧ください。
70	15		4	1	22	2		建設に伴う各種調査	「サービス購入費」という用語が使用されていますが、係る用語は定義されておりません。「サービス購入料」の誤植と思慮致しますが、いかがでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。
71	15		4	1	22	2		建設に伴う各種調査	病院事業庁が実施する測量、地質調査に関する費用が減少した場合に、サービス購入費(購入料)を減額すると読めますが、当文の趣旨をご教示願います。	No66をご覧ください。
72	15		4	1	22	3		建設に伴う各種調査	基本的に、病院事業庁の行なう測量及び地質調査の結果を信用して設計及び工事を行なうとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。なお、事業者が調査を行うか否かは事業者の判断に委ねられております。
73	15		4	1	22	3		建設に伴う各種調査	病院事業庁及び事業者が二重に測量及び地質調査を行なうことは、事業費の増大につながると思料いたします。本件は病院事業庁の行なう測量及び地質調査の結果に基づき設計及び工事を行ない、万一誤りがあった場合の対応は二項の通りとし、第三項は削除して頂けないでしょうか。	No72をご覧ください。そのため、第三項は削除する予定はありません。
74	15		4	1	22	3		建設に伴う各種調査	病院事業庁の調査等の結果と事業者の調査等の結果に齟齬がある場合には自ら実施した調査結果に従い工事を行うものとすると思いますが、当該事態が本条第1項にも該当する場合には、第1項及び第2項も適用されるという理解でよろしいでしょうか。	事業者が調査を実施した場合、第3項に規定したとおり事業者は自ら実施した調査結果に従い工事を行うものであり、第2項で規定する追加費用や損害は発生しないこととなります。
75	15		4	1	22	1~3		建設に伴う各種調査	本条の「測量及び地質調査」は、「測量又は地質調査」または「測量若しくは地質調査」であるべきと考えます。ご確認願います。	本書では、測量と地質調査は別のものと考えていますので、「測量及び地質調査」と考えます。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
76	15		4	1	22	2,3		建設に伴う各種調査 地質調査、測量については、第22条第2項と第3項で、病院側が行う場合と事業者側が行う場合とが規定されております。 当調査、測量に不備があった場合にそこから発生する損害、費用について、病院事業庁と事業者との責任分担について、ご教示願います。	測量と地質調査は病院事業庁で実施しますが、事業者は必要に応じて自分でも調査を行うことができるようになっており、事業者が調査を行った場合はその調査に従って工事を行う事となります。 また、病院事業庁が実施した調査に誤りがあった場合は、その誤りに起因して事業者に生じた追加費用又は損害は合理的な範囲で病院事業庁が負担します。	
77	15		4	1	22			建設に伴う各種調査 土壌汚染調査の必要性についてお示しください。また、その結果生じた用地リスクの分担は、地中障害物に関するものと同じと考えてよろしいでしょうか。	土壌調査は解体撤去する旧病院の土地について実施しますが、新病院の建設用地については土壌調査は行いません。 関連「実施方針」の回答No174をご覧ください。	
78	15		4	1	23			病院施設の建設に伴う近隣対策 事業者が自己の責任及び費用において行なう近隣対策は「直接工事にかかるもの」であり、事業そのものについては本事業の発注者である病院事業庁が行なうとの理解でよろしいでしょうか。	「実施方針」の回答No211をご覧ください。	
79	15		4	1	23			病院施設の建設に伴う近隣対策 「合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。」との記載がございますが、範囲についての規定もしくは根拠となるものがございましたらお示しください。	同種の施設で通常実施されている近隣対策を想定しています。	
80	16		4	3	26	1		工事の中止 事業者側からの工事の中止権についても追加して頂けないでしょうか。	工事の進行管理等はもとも事業者にて委ねられています。	
81	16		4	3	26	2		工事の中止 建設期間若しくは本件工事費等の変更について、事業者との協議条項を追加して頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。	
82	16		4	3	26	2		工事の中止 工事中止により工事費用が増減し、サービス購入料1の増減に連動した融資金額の変更によりスワップブレイクコスト等の金融費用が事業者に発生した場合、県にて当該費用をご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No34をご覧ください。	
83	16		4	4	27			本件工事中に第三者に生じた損害 「通常避けることができない」事由により発生した第三者損害については、本事業の実施者である病院事業庁の負担としていただけないでしょうか。(参考:公共工事標準請負契約約款28条)	ご意見として承ります。 工事発注者が設計を行い、工法や材料等まで指定している従来公共工事と異なり、本件事業は設計から建設までを一括して事業者にお願ひしています。また、工法や使用する材料等についても事業者の提案に委ねていることから、事業者は工事の実施主体として責任を持った対応が必要と考えます。	
84	16		4	4	27			本件工事中に第三者に生じた損害 62条と同様に、「但書」を追加していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。	
85	16		4	4	27			本件工事中に第三者に生じた損害 本条は、事業者が法律上第三者に対して損害賠償の責任がない場合にまでその賠償を義務づけるものではないという理解でよろしいでしょうか。	第27条に記載のとおり、本件工事の施工に起因している場合は事業者が賠償することになりますので、本件工事の施工に起因していない場合は賠償する必要はありません。	
86	16		4	4	27			本件工事中に第三者に生じた損害 地盤沈下、地下水の断絶については一般的に賠償責任保険の免責事由となっております。かかる場合は、工事起因が特定できた場合に限り第三者損害を負担することとしていただけないでしょうか。あるいは、「通常避けることができない」事由であることから、不可抗力規定に準じた費用負担をご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。「実施方針」の回答No83をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
87	17		4	4	28	1		不可抗力及び法令変更により生じた損害等	不可抗力による第三者損害を負担しなければならない根拠をお示しください。(帰責がないにもかかわらず第三者損害賠償義務を負わなければならないのはどのような場合を想定されているのでしょうか。)	公共工事標準請負契約約款の考え方を参考としています。たとえば、別紙4により確定した負担割合(それぞれの負担額)をどのように実際に支払っていくかということです。100分の1を超える増加費用や損害について病院事業庁が負担しますが、増加費用や損害が甚大な場合は分割による支払等の対応が必要となるため、具体的な対応について協議を行うものです。後段のご質問については、ご意見として、承ります。
88	17		4	4	28			不可抗力及び法令変更により生じた損害等	「必要に応じ、関係者協議会においてかかる増加費用の負担方法について協議して決定することができるものとする。」とあります。必要とは、いかなる場合が想定されますか(例えば高額負担となるケース等)。また、協議がまとまらない場合、最終的な裁定は第三者機関に委ねるべきものではありませんでしょうか。	当該条項に記載している負担方法等とは、たとえば、別紙4により確定した負担割合(それぞれの負担額)をどのように実際に支払っていくかということです。100分の1を超える増加費用や損害について病院事業庁が負担しますが、増加費用や損害が甚大な場合は分割による支払等の対応が必要となるため、具体的な対応について協議を行うものです。後段のご質問については、ご意見として、承ります。
89	17		4	5	29	2		事業者の運営体制の確保	事業者が事業契約第30条に基づき調達する医療機器・備品等に関する許認可の取得並びに検査を完了済みとありますが、この許認可には当該医療機器の薬事法上の承認も含むものとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
90	17		4	5	30	1		医療機器・備品等の調達業務	提案時から新病院開設までには4年以上あるため、医療機器については陳腐化リスクが想定されますが、設置時点で最新の機種に変更することになるのでしょうか。また、その場合の増額費用については、病院事業庁にご負担いただくと考えてよろしいでしょうか。	入札公告後に医療機器及び医療機器の仕様の変更があった場合の対応方法等については入札説明書でお示しします。関連「実施方針」の回答No213をご覧ください。
91	17		4	5	30	2		医療機器・備品等の調達業務	「当該引越し業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。」とございますが、業務要求水準書によりますと引越し業務は県側の業務区分となっております。よって、当該記載の事象は実際には起こり得ないという理解でよろしいでしょうか。	引越業務は病院事業庁の業務となります。誤解を受ける表現となっておりますので、「当該引越し業務」を「当該医療機器・備品等調達業務」に訂正いたします。
92	17		4	5	30			医療機器・備品等についての台帳の作成	備品に関して、特定事業契約書(素案)P8.第1条(38)で定義されている「備品等」以外の台帳作成は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
93	17		4	5	30			医療機器・備品等の調達業務	あくまで、事業者が調達する医療機器・備品であり、病院側が移転・設置する医療機器・備品は対象外との理解でよろしいでしょうか。病院側の事由により設置・調整が遅延した場合の事業者側が負担する費用等は病院が負担していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
94	17		4	5	31			事業者システムの整備業務	事業期間中に病院情報システムは5年程度ごとに定期的に更新すると推察されます。病院情報システムの更新に伴い、事業者側が事業者側のシステムを更新せざるを得なくなる場合が生じます。その際の費用は事業者負担となるのでしょうか。もしそうであれば、病院情報システムの更新時期、回数などを公表していただけないでしょうか。	事業者負担としたいと存じます。病院情報システムの更新時期は、開業年を1年目として、5年サイクルを想定してください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
95	18		4	5	32	2	事業者による完成検査	「完成検査」について、建築基準法上の完了検査の扱いとはまったく別の取り扱いとなるのでしょうか。	本条に規定する完成検査は事業者が自ら実施するもので、建築基準法の検査等が完了し、病院事業庁による完工確認を受けるすべての準備が完了したかを検査するものとなります。	
96	18		4	5	34	7	病院事業庁による病院施設の完工確認及び完工確認通知の交付	違約金の算定について、「本件工事費等相当額」を「残工事費(完工確認の結果発見された不備にかかる工事)相当額」としていただけませんか。	ご意見として承ります。	
97	18		4	5	34	7	病院事業庁による病院施設の完工確認及び完工確認通知の交付	付帯条件付といえども建物を引き渡し病院運営を開始されるわけですから、事業者の義務としては増加費用及び損害の負担までとし違約金規定は削除願えませんでしょうか。	ご意見として承ります。 本来であれば引渡を受けないことが原則であると考えますが、多くの患者さんが新がんセンターの開業を待っているため、軽微な不備があっても引渡を受け、速やかに開業したいと考えているための措置です。	
98	18		4	5	34	7	病院事業庁による病院施設の完工確認及び完工通知書の交付	付帯条件付きの完工確認通知を交付する場合、貴庁が負担する費用、損害額の概算見込額等の告知をして頂けるのでしょうか？	設定される付帯条件や是正期間により異なることとなりますが、可能な限り告知をしたいと考えています。	
99	19		4	5	35		事業者による病院施設等の引渡し並びに病院事業庁への所有権の移転	「完成検査」について、建築基準法上の完了検査の扱いとはまったく別の取り扱いとなるのでしょうか。	No95をご覧ください。	
100	19		4	5	36	1	病院施設の瑕疵担保	「瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りではない」旨の一文を追加していただけませんか。(参考：民法634条、公共工事標準請負契約約款44条)	患者さんの生命身体を安全を確保しなければならぬという本件施設の性質上、発見された瑕疵については原則として修補を求めます。	
101	19		4	5	36	1	病院施設の瑕疵担保	瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは修補を請求することができない、としていただけませんか。	No100をご覧ください。	
102	19		4	5	36	2	病院施設の瑕疵担保	病院施設等の瑕疵担保期間「10年」を民間(旧四会)連合協定第27条(2)の「2年」としていただけませんか。	ご意見として承ります。	
103	19		4	5	36	2	病院施設の瑕疵担保	病院施設等の瑕疵担保期間が10年であり通常より長いと考えられますが、10年とする理由をご教示願います。	瑕疵担保責任の存続期間については、事業の安全性等が強く要請されること、請負契約の瑕疵担保責任の存続期間に関する規定である民法第638条第1項但書が存続期間を10年としていることから10年に設定しております。	
104	19		4	5	36	2	病院施設の瑕疵担保	瑕疵担保期間を一律に10年とする根拠をお示しください。瑕疵担保期間は、公共工事標準請負契約約款もそうですし、これまでの事例からも通常2年間(事業者に故意又は重過失がある場合は10年に延長)とするのが一般的であると思われます。	No103をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
105	19		4	5	36	3		病院施設の瑕疵担保	事業者が調達する医療機器・備品を除く施設の瑕疵による補修の請求は10年以内との記述がありますが、これは、主要構造に係わる期間であって、設備・仕上げ等は提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の「提案による」との部分の意味が分かりかねますが、請負工事に関する部分については、全て対象に含まれます。
106	19		4	5	37			病院事業庁の開業準備	開業準備については事業者の業務となっておりますが、開業準備に必要な期間として、病院事業庁はどの程度を想定されているのかをご教示ください。	「実施方針」P3の「キ 事業スケジュール」の記載のとおり平成25年8月～平成25年11月間での期間を主な開業準備期間としています。
107	20		4	6	38	6		既存施設の解体・撤去 増加費用又は損害の範囲	貴庁が増加費用又は損害を負担する場合には、合理的な範囲及びその限度にて負担とありますが、「合理的な範囲」とは、金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。含まれる範囲等、具体的なお考えをご教示下さい。	No34をご覧ください。
108	20		4	6	38	7		既存施設の解体・撤去	「病院事業庁は・・・既存施設の敷地内において自ら実施する土壌調査の結果土壌汚染が判明した場合、合理的な範囲で追加的な費用を負担する」とありますが、調査の結果土壌汚染が判明した場合は、事業者において土壌汚染対策工事を行なうという意味でしょうか。それとも本事業とは関係なく、第三者に対して発注されるという意味でしょうか。	土壌調査により汚染が判明した場合の対応は、その汚染の程度と対応方法等により判断しますので、土壌改良工事等を事業者にお願いですか第三者に発注するかは未定です。なお、土壌汚染が原因で解体・撤去の工事に追加費用が発生した場合は合理的な範囲で病院事業庁が負担します。
109	20		4	6	38	7		既存施設の解体・撤去	土壌汚染が判明した場合について、業務区分、リスク負担、費用負担等について、明確にご教示願います。	No108をご覧ください。
110	20		4	6	38	7		既存施設の解体・撤去	「既存施設の敷地内で土壌汚染が判明した場合、その追加費用については合理的な範囲で病院事業庁が負担する」とありますが、万一係る土壌汚染が判明した場合もその原因は事業者側にはございません。こういった場合、必要となる追加費用については病院事業庁にて全て負担して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	追加費用が合理的である場合は病院事業庁が負担します。 関連 No.108をご覧ください。
111	20		4	6	39			既存施設内の医療機器・備品等	費用負担が生じるものについては「協力」の範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的に可能な範囲外のものについては、ご質問のとおりです。
112	21		5	1	42	3		維持管理・運営業務の遂行	第30条第2項とは何を示しているのでしょうか。	第29条第2項に訂正いたします。
113	21		5	1	42	3		維持管理・運営業務の遂行	第39条第5項とは何を示しているのでしょうか。	第39条第5項は削除いたします。
114	21		5	1	42	3		維持管理・運営業務の遂行	・・・第39条第5項の規定により・・・とありますが、39条には、第5項がありません。どの項目を参照すればよろしいでしょうか。	第39条第5項は削除いたします。
115	21		5	1	42	3		維持管理・運営業務の遂行	「第30条第2項」は「第29条第2項」の誤りでしょうか。また、「第39条第5項」は存在しませんか、該当箇所はどこでしょうか。	第30条2項については、第29条第2項に訂正し、第39条第5項は削除いたします。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
116	21		5	1	42	5		維持管理・運営業務の遂行	「特別の理由」とは具体的にどのような場合でしょうか。	予算等の制約によりサービス購入料を大幅に増額できないような場合を想定しています。
117	21		5	1	42	5		維持管理・運営業務の遂行	病院事業庁は、特別の理由があるときは、維持管理・運営業務にかかる費用の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて、確認済維持管理・運営業務仕様書を変更することができますとありますが、特別の理由とは、どのような事象を想定されているのでしょうか。具体的に教えてください。	No116をご覧ください。
118	21		5	1	42	5		維持管理・運営業務の遂行	病院事業庁は、維持管理・運営業務に係る費用増額又は費用負担すべき場合に、特別の理由がある場合には、費用の増額または費用の全部若しくは一部の負担に代えて、確認済維持管理・運営仕様書を変更することができ、その場合は、変更内容及び変更後の支払条件等を関係協議会において協議の上、これを定めるとありますが、事業者が増加費用や追加負担が発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合は事業者が増加費用や追加負担は発生しません。
119	21		5	1	42			維持管理・運営業務の遂行	ある部分の維持管理・運営仕様書完成前に当該部分に関する本件入札説明書記載の条件(業務要求水準書を含むがこれに限らない)が変更となり、その結果、事業者の提案書または入札時の想定が変更となることも本条にいう「維持管理・運営仕様書の変更」にあたるものと理解しますが、病院事業庁の見解を教示願います。	ご質問のとおりです。
120	22		5	1	42	7		維持管理・運営業務の遂行	事業者が確認済維持管理・運営仕様書の変更を行ない当該変更により費用が減少したときには、病院事業庁はサービス購入料についても同額減少することができると思いますが、事業者の改善努力による費用減少が達成できた場合には、インセンティブをお考えいただけないでしょうか。	本条項で規定している維持管理・運営仕様書の変更によるサービス購入料の減少と事業者の改善努力による費用減少とは性質が異なります。維持管理・運営仕様書の変更を行わない場合は当初提案いただいたサービス購入料をお支払することになりますので、要求水準を下回らない良好な維持管理・運営を保ちながら事業者の改善努力で削減した費用は当然事業者の利益となります。
121	23		5	1	44			患者の行為等による損壊の修繕費用	患者以外の第三者が同様の行為をおこない損壊が生じた場合も修繕費用は病院事業庁の負担であるという理解でよろしいでしょうか。	病院施設を利用する患者及びその関係者(家族、見舞客など)の行為に限定されます。
122	24		5	1	45	5		維持管理・運営期間中の第三者の使用	病院事業庁の責めに帰すべき場合についてもすべて事業者が負担するというのは合理性に欠けると考えます。病院事業庁の責めに帰すべき場合は、病院事業庁が負担する旨を追記して頂けないでしょうか。	No41と同様です。同回答をご覧ください。
123	24		5	1	46	2		維持管理・運営期間中の工事	第三者による改良工事等の確認等について、第25条第5項同様、「立会い及び確認を理由として、事業者は改良工事等の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない」旨の追加をして頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
124	24		5	1	46	2		維持管理・運営期間中の工事	「事業者は改良工事に対して同意する(但し、合理的理由がない限り同意を留保しない)」となっておりますが、括弧書内の記載と本文の意味のつながりが不明瞭です。第51条第2項と同様に、「事業者の承諾を必要とするが、事業者はその承諾を不合理に留保しない」という規定にするのが適切と思慮致しますが、いかがでしょうか。	ご意見として承ります。
125	24		5	1	46	3		維持管理・運営期間中の工事	第1項において、病院事業庁は、維持管理・運営期間中において、病院施設の改良等の工事を第三者に発注できるとあり、第3項において、当該改良工事等が実施された部分についても、事業者の責任と費用において、維持管理・運営業務を遂行する義務及び責任を負うとありますが、改良工事の結果、維持管理・運営業務において合理的に発生した追加費用は、病院事業庁が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
126	24		5	1	46	3		維持管理・運営期間中の工事	第1項において、病院事業庁は、維持管理・運営期間中において、病院施設の改良等の工事を第三者に発注できるとあり、第3項において、当該改良工事等が実施された部分についても、事業者の責任と費用において、維持管理・運営業務を遂行する義務及び責任を負うとありますが、事業者が、第2項に示される、第三者との協議、設計図書及び改良工事等の工程に関する同意、完成検査の立会い、自らも確認を行ったとしても、第三者を原因とした当該改良部分に関する瑕疵は、事業者は負担しないとの理解でよろしいでしょうか。	当該瑕疵担保責任は工事を実施した第三者が負うこととなります。
127	24		5	1	46	3		維持管理・運営期間中の工事	維持管理運営期間中、病院事業庁による病院施設に関する改良等の工事の結果、事業者が業務方法等の変更を要すると認められる場合、本契約第43条(業務方法の変更)に定める一連の手順を準用すると解釈してよろしいでしょうか。	維持管理・運営期間中の工事の実施に起因する業務方法等の変更は、43条の手続きではなく、本条に下記の文章を追加し、こちらで対応することになります。 「4 事業者は、第43条の規定に関わらず、本条第1項に基づく改良工事等の実施により事業者の業務方法等に変更を要する場合には、すみやかに当該業務方法等の変更内容を記載した書面を病院事業庁に提出し、その承認を受けるものとする。また、この場合に、事業者に追加的な費用が発生する場合には、病院事業庁は合理的な範囲内で当該費用を負担する。」
128	24		5	1	46	3		維持管理・運営期間中の工事	「～、事業者は、当該改良工事等が実施された部分についても、～(中略)～、自らの責任と費用において、維持管理・運営業務を遂行する義務及び責任を負う。」とありますが、病院事業庁の判断で改良等の工事を行ったことにより生じた維持管理・運営業務に関わる追加費用等については、病院事業庁に負担して頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
129	24		5	1	46	3		維持管理・運営期間中の工事	改良工事により維持管理・運営業務の範囲が拡大する場合、追加費用については貴庁にてご負担頂けませんでしょうか？	ご質問のとおりです。
130	24		5	1	46	1,3		維持管理・運営期間中の工事	「改良工事については病院側の判断で第三者に発注できるとありますが、当該改良工事に関する費用については、病院側に負担して頂くという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項			
131	24		5	1	46	1,3	維持管理・運営期間中の工事	改良工事部分についても事業者側で維持管理等を行うとあるが、係る維持管理等で、改良工事が原因で費用が増加した場合などは、サービス購入料の増額などの形で補填を受けられるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
132	24		5	1	47	1	運営開始の遅延	病院事業庁の責めに帰すべき事由により運営開始が遅延した場合にも、2項(事業者の責めに帰すべき事由により運営開始が遅延した場合)と同様、遅延損害金を事業者を支払う旨を追記し、又は2項から遅延損害金についての記述を削除し、両者対等な条件となる双務契約として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
133	25		5	2	48	1	利便施設の整備及び運営	条文中の「…、運営期間中、自らの責任と費用において、自らの責任と費用において維持管理・運営事業を遂行する義務及び責任を負う。」において、「自らの責任と費用において」が二重に記載されており、誤記かと思われま	ご質問のとおりです。重複部分を一部削除いたします。
134	25		5	2	48		利便施設の整備及び運営	利便施設については、業務要求水準書において、レストラン、職員食堂、コインランドリー、パジャマ・タオル等レンタルが記載されていますが、これ以外のサービスを提供することは可能でしょうか。利便施設の内容等につき、条件・制約等がありましたら、ご教示ください。	業務要求水準書114ページの(ケ)に記載のとおり、病院事業庁が別途契約する予定の業務に抵触しない限り可能です。具体的には事業者ヒアリング等でご意見をいただきたいと考えています。関連「業務要求水準書(案)」の回答No661をご覧ください。
135	25		5	2	49		病院施設の貸与	利便施設運営事業以外の維持管理・運営業務のために病院施設内に必要なスペース(事務所・倉庫等)についてはどのように考えればよろしいでしょうか。	独立採算で行う利便施設以外の業務に必要な病院施設内のスペースについては、委託業務における業務の提供に必要な施設として使用料の対象となりません。
136	25		5	2	49		病院施設の貸与	利便施設の運営は事業者が自らの責任と費用において行うとされていますが、実施方針の添付資料4(予想されるリスクと責任分担表)において患者増減リスクは病院事業庁にあるとされています。例えば、利便施設の床面積に対して徴収される使用料を患者数の多寡によって調整するなど、何らかのリスク分担の方策は可能でしょうか。また、使用料の数値を具体的にお示しください。	ご意見として承ります。なお、使用料については「業務要求水準書(案)」に関する質問回答書No.668をご覧ください。
137	25		5	2	49		病院施設の貸与	最終文に、「病院事業庁は、当該使用料を控除してサービス使用料を支払うことができる。」とありますが、当文で用いられている「サービス使用料」とは、何を指しますでしょうか。定義をご教示願います。	サービス購入料に訂正いたします。
138	26		5	2	51	1	料金等の設定及び改定	料金設定については合理的な市場相場に基づく設定が可能という理解でよろしいでしょうか？	業務要求水準書に記載のとおり、近隣の市場価格に見合った価格設定をしてください。
139	26		5	2	53	(3)	病院事業庁への報告義務	利便施設運用事業については独立採算で実施するものであり、そのリスクについても一切を事業者が負うことから、収支状況に関する事項の病院事業庁への報告には、違和感を覚えます。病院事業庁への報告義務から削除して頂けないでしょうか。	業務要求水準書(案)P114に記載のとおり利便施設運用事業に貸与する施設の使用料は病院事業固定資産管理規定に従って算定することとしていますが、売上げにあわせた使用料の算定も検討していますので、収支状況についての報告をお願いしているものです。
140	26		5	2	53	(3)	病院事業庁への報告義務	かかる報告については会計士、税理士等による監査は不要という理解でよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
141	26		5	3	55	1		業務報告書等の提出 事業者は業務日報を作成しますが、日次で病院事業庁に提出する必要はないとの理解で宜しいでしょうか？	業務日報は原則として当日分を翌日に提出いただくことを想定しています。なお、日報の内容等については事業者と協議して決定します。	
142	26		5	3	55	2		業務報告書等の提出 「～業務報告書を作成し、翌月の5日までに病院事業庁に提出するものとする。」とありますが、翌月の5日まででは期間が短く、業務報告書の取り纏めが困難な場合がございます。「祝祭日を除き、翌月の10日目」程度の余裕を頂けませんでしょうか。	業務報告書の内容も事業者と協議で決定する予定ですが、業務報告書は当月の日報を取りまとめたものという程度を想定しており、なるべく事業者の負担にならないようにと考えています。	
143	27		5	3	56	1		モニタリングの実施 「サービス購入量」→「サービス購入料」の誤りでしょうか？	ご質問のとおりです。訂正いたします。	
144	27		5	3	57			健康診断の実施 健康診断の実施に加え衛生管理上ワクチンの実施(インフルエンザ、肝炎他)も必要と考えますが、対象業務はどの範囲を想定したらよろしいでしょうか。この場合費用は、発注者側で負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ワクチンの接種等必要な措置は事業者で実施して下さい。この場合の費用はサービス購入料に含まれますので、事業者負担として下さい。	
145	27		5	4	58	1		サービス購入料の支払 病院施設の維持管理・運営等業務に関し、サービス購入料を支払うとありますが、病院施設の整備業務等に関するサービス購入料についてはどうなのでしょう。	サービス購入料1が該当します。表記上、誤解を受けるため、「病院施設の維持管理・運営等業務に関し」を「本件事業に関し」に訂正いたします。	
146	27		5	4	58	1		サービス購入料の支払 事業者に対する金銭支払請求権とサービス購入料との相殺は、金融機関への返済原資減少に直結するためご再考願えませんか。	ご意見として承ります。	
147	27		5	4	58	1		サービス購入料の支払 当該請求権相当額を控除する場合、起因する業務の対価から控除するのではなく、サービス購入料の総額から控除するという理解でよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。	
148	27		5	4	59			サービス購入料の減額等 サービス購入料1については、サービス購入料の減額、支払い停止の対象とはならない、という理解でよろしいでしょうか。	「別紙8」のP25に記載のとおり、減額の対象となるサービス購入料はサービス購入料総額です。サービス購入料1についても対象となります。	
149	28		5	4	60			サービス購入料の返還 業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合には減額し得たサービス購入料相当額を返還するとありますが、業務報告書の記載内容に万一誤りがあったとしても故意によるものではなく、また、業務内容に対する実質的影響も軽微という場合が通常と思慮致します。「係る虚偽記載により本件事業に重大な影響が生じた場合」といった限定規定を設けることは可能でしょうか。	ご意見として承ります。	
150	28		5	4	61	3		病院事業庁の承諾が必要な事項 事業者の有する預金債権その他の債権又は資産は事業者固有の財産で、法的に担保設定にあたっての病院事業庁の承諾は不要のはずですが、なぜ病院企業庁の承諾を要するのでしょうか。	本件事業の安全で確実な遂行を期待する特別目的会社であるため、病院事業庁としても該当する事象について、把握する必要があると考えているからです。	
151	28		5	4	61	3		病院事業庁の承諾が必要な事項 「事業者が、事業者の有する預金債権その他の債権又は資産につき金融機関等に対して処分等を行う場合には、事前に病院事業庁による書面による承諾を得ること」が定められていますが、このような規定を設けられている主旨、目的についてご説明いただけますでしょうか。	No150をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
152	28		5	4	61	3		病院事業庁の承諾が必要な事項	事業者が有する預金債権、その他の債権、資産につき担保に供する場合に貴庁の承諾が必要とする意図につきご教示下さい。	No150をご覧ください。
153	28		5	4	61	3		病院事業庁の承諾が必要な事項	事業者の有する預金債権その他の債権又は資産の担保設定については、第2項の条件は意味をなさないと考えられますので、この場合第2項は適用されないという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
154	28		5	5	62			第三者に生じた損害	「通常避けることができない」事由により発生した第三者損害については、病院事業庁の負担としていただけないでしょうか。(参考:公共工事標準請負契約約款28条)	本件は公共工事標準請負契約約款が適用される通常の公共工事と異なり、工事の進捗や工法等工事の施工全般を事業者任せ、責任を持って施工をお願いしていることから、事業者の負担と考えています。
155	28		5	5	62			第三者に生じた損害	本条は、事業者が法律上第三者に対して損害賠償の責任がない場合にまでその賠償を義務づけるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
156	28		5	5	64			システムに関する損害	事業者システムに起因する損害を事業者が負担する範囲は、法律の範囲内との理解でよろしいでしょうか。	事業者のシステムに起因して発生した損害(但し、病院事業庁の責めに帰すべき事由により生じたものを除く。)を全て対象とします。
157	29		5	5	65	2		重粒子線治療施設に関する損害	重粒子線治療施設に関する損害に係る病院事業庁と事業者間の覚書締結内容は、重粒子線治療施設の外構及び植栽作業の履行の過程で生じた損害のみでしょうか。	ご質問のとおりです。
158	29		5	5	65	2		重粒子線治療施設に関する損害	覚書の書式については何時ごろ開示されるのでしょうか?	開示時期については、今後、入札説明書でお示します。
159	29		6	2	68	1	(2)	引渡し前の解除	「本工事を完成する見込み」は「本件工事を完成する見込み」の誤りでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。
160	30		6	2	68	2		引渡し前の解除	引渡し前に事業者帰責により特定事業契約が解除された場合、出来高部分の貴庁買取及び支払方法につき、①及び③の事業者との別段の合意に基づく支払方法により支払われる際、事業者側で発生する金融費用(プレイクスト等)も貴庁にて負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	事業者帰責による場合は、病院事業庁では負担しません。
161	30		6	2	68	2		引渡し前の解除	本件工事費等相当額の10%とありますが、本件工事費等にかかる消費税は含まれますでしょうか。	含まれます。
162	30		6	2	68	2		引渡し前の解除	本件工事費等相当額の残額を払うとありますが、当該金額が出来形部分の買取金額であるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
163	30		6	2	68	2		引渡し前の解除	「病院施設の出来形部分を検査の上」とありますが、かかる「出来形」には病院施設等の整備(設計・調査・建設・工事監理)に関するものに加え、病院施設等の整備に関する初期投資と認められる費用(SPC設立費用等事業者の開業に伴う費用、建中金利、融資組成費用等)も含まれることを確認させてください。	現在のところ、病院施設等の整備(設計・調査・建設・工事監理)に関するものは対象とし、病院施設等の整備に関する初期投資と認められる費用(SPC設立費用等事業者の開業に伴う費用、建中金利、融資組成費用等)は対象としないと考えております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと考えています。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
164	30		6	2	68	2	引渡し前の解除	「病院施設の出来形部分を検査の上」とありますが、かかる「出来形」には建設業務のうち、未施工の購入済み資機材費用や既に発生した仮設工事費用や建設業務に係る経費等も含まれることを確認させてください。	現在のところ、未施工の購入済み資機材費用や既に発生した仮設工事費用や建設業務に係る経費等は対象としないと考えております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと考えています。	
165	30		6	2	68	2	引渡し前の解除	出来高部分とは設計図書、搬入済みの資材等も含まれるのでしょうか？	No163、164をご覧ください。	
166	30		6	2	68	2	引渡し前の解除	本件工事費等相当額という用語は定義されていない為、当用語の具体的な定義をご教示願います。	第34条7項における「本件工事費等相当額」を「サービス購入料のうち本件工事費等に相当する金額(以下「本件工事費等相当額」という。)」と変更いたします。	
167	30		6	2	68	2	引渡し前の解除	支払利息を加算しての記述がありますが、この支払利息は契約時の事業者が提案した基準金利に上乗せしたスプレッド(金融機関への返済に使用するスプレッドではない)との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
168	30		6	2	68	2	引渡し前の解除	「決裁」→「決済」の誤りでしょうか？	ご質問のとおりです。訂正いたします。	
169	30		6	2	68	2	引渡し前の解除	サービス対価の残額が一括で支払われる場合、どのようなスケジュールで支払われるのでしょうか？また前回のサービス対価の支払時から一括で支払われる時までの利息は付して頂けるのでしょうか？	支払い方法を決定する際に決定します。なお、本条項は引渡前の契約解除であり、まだサービス購入料の支払は発生していないため、後段の質問は該当しません。	
170	30		6	2	68	3	引渡し前の解除	仮に損害賠償額が違約金以下であったとしても事業者は違約金満額を支払わなければならない、損害賠償額が違約金額を超えた場合は、違約金とあわせ当該超えた部分の金額を損害賠償額として事業者は支払わなければならない、という趣旨でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
171	30		6	2	68	3	引渡し前の解除	第2条、第3条の趣旨に鑑み、県、事業者双方のパートナーシップをより強固なものとするためにも、第70条において違約金規定がないことと整合をとり、本項においても損害賠償義務の規定にともなう違約金規定を削除願えませんでしょうか。	現在のところ、本条のとおりと考えております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思っております。	
172	30		6	2	68	3	引渡し前の解除	「前項第1文の規定は、損害賠償金を予定したものではない」とあり、損害賠償とは別の違約金としての支払いとも読める一方で、その金額以上に損害賠償の請求を行うことを妨げるものではないともあり、損害賠償金の一部としての支払いとも読めますが、どちらの理解が正しいでしょうか。	違約罰としての法的性格を有するものと考えております。	
173	30		6	2	68	3	引渡し前の解除	損害賠償金の一部としての支払いとした場合、実損が、第2項で規定する金額に満たなくとも、第2項で規定する金額を損害賠償金として支払う義務があり、逆に、実損が当該金額を上回る場合には、当該金額に加えてその超過相当金額分を支払う義務があるという理解で宜しいでしょうか。	No170をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
174	30		6	2	69	1		引渡し以後の解除	条文中に、「…当該違反行為を治癒すべき旨を通知し、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには…」とありますが、「治癒」は病気や傷が治る場合に用いる表現であり、この場合は「是正」とすべきではないでしょうか。	ご意見として承ります。
175	30		6	2	69	3		引渡し以後の解除	引渡し以後に事業者帰責により特定事業契約が解除された場合の違約金は、維持管理・運営費の年度の10%ではないでしょうか。記載の通り、工事費相当額の10%である場合、工事費相当額から既に支払済の金額を控除した残額の10%という理解でよろしいでしょうか。	現在のところ、事業期間を通して、一律、工事費相当額の10%と考えております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思えます。
176	30		6	2	69	3		引渡し以後の解除	本件工事費等相当額の10%とありますが、本件工事費等にかかる消費税は含まれますでしょうか。	含まれます。
177	30		6	2	69	3		引渡し以後の解除	引渡し以後の解除に係る違約金として「本件工事費等相当額の10%に相当する金額」が規定されていますが、標準的な規定である「維持管理・運営業務に係る年間のサービス購入料の10%」等とせず、本規定となった理由をご教示下さい。	本件事業は、病院事業であるため、契約解除そのものが病院運営上に極めて悪影響を及ぼします。その重大さを考慮し、このような規定を検討しました。 また、神奈川県におけるPFIでは、単に建物を整備してもらえば終わりであるとか、清掃だけきちんとすればよいという従来の請負契約や委託契約とは異なり、建築物等整備のハード及び維持管理・運営等のソフトからなる一体としてのサービスの提供を事業者から受けるものであるとの基本的な考え方があります。また、事業者から事業期間の全期間にわたって上記のサービスを受けることを期待し、それを前提に各種の神奈川県の施策が実施されているわけですから、事業者の帰責事由による事業期間途中での契約解除は契約不履行若しくは不完全履行として県の施策に多大な影響が出ることとなります。これらのことから事業期間中の契約解除がないように取組んでいただきたいとの考えからの措置です。 意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思えます。
178	30		6	2	69	3		引き渡し以後の解除	引渡し以降の契約解除に伴う違約金を本件工事費相当額の10%に相当する金額とされる根拠をお示しください。(第77条では契約保証金の免除要件として設計・建設期間における本件工事費相当額の100分の10に相当する金額を保険金額とする履行保証保険の付保が規定されており、かかる結果、事業者は、引渡し以降において履行保証保険をもって違約金をカバーすることができなくなります。)	No177をご覧ください。
179	30		6	2	69	3		引き渡し以後の解除	損害賠償額が違約金額を超えた場合は、違約金とあわせて当該超えた部分の金額を損害賠償額として事業者は支払わなければならない、という趣旨でよろしいでしょうか。	No170をご覧ください。
180	30		6	2	69	3		引き渡し以後の解除	第2条、第3条の趣旨に鑑み、県、事業者双方のパートナーシップをより強固なものとするためにも、第70条において違約金規定がないことと整合をとり、本項においても損害賠償義務の規定にとどめ違約金規定を削除願えませんでしょうか。	現在のところ、本条のとおりと考えております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思えます。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所					タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項 (1)			
181	30		6	2	69	3	引渡し後の解除	引き渡し後の解除に伴う違約金は施設整備費の10%とのことですが、施設引渡しは完了しているため、年間維持管理運営費用をベースに変更することは可能でしょうか。引き渡し後の違約金の想定を施設整備費を対象とした理由をご教示ください。	No177をご覧ください。
182	30		6	2	69	4	引渡し前の解除	引渡し前に事業者帰責により特定事業契約が解除された場合、出来高部分の貴庁買取及び支払方法につき、①及び③の事業者との別段の合意に基づく支払方法により支払われる際、事業者側で発生する金融費用(プレイクスト等)も貴庁にて負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No160をご覧ください。
183	30		6	2	69	4	引き渡し後の解除	本件工事費相当額の残額に加え、契約解除時点までに実施された維持管理、運営業務に係る未払いのサービス購入料もお支払いいただけますようお願いいたします。	第71条と同様に、「かつ、未払い部分の運営業務等に係る費用相当分を支払うものとする。」を条項文末に追加します。
184	30		6	2	69	4	引渡し後の解除	サービス対価の残額が一括で支払われる場合、どのようなスケジュールで支払われるのでしょうか？また前回のサービス対価の支払時から一括で支払われる時までの利息は付して頂けるのでしょうか？	スケジュールは、支払い方法を決定する際に決定します。また、前回の支払時から、一括で支払うまでの期間の利息は支払います。 関連 No169をご覧ください。
185	30		6	2	69	3,4	引渡し後の解除	本件工事費等相当額という用語は定義されていない為、当用語の具体的な定義をご教示願います。	No166をご覧ください。
186	31		6	3	70	1	病院事業庁の債務不履行による契約終了	催告から6ヶ月たたないと契約終了できない規定ですが、6ヶ月という長期の治愈期間を設定した理由をご教示ください。	病院運営への影響を考慮し6か月としたものです。
187	31		6	3	70	1	病院事業庁の債務不履行による契約終了	病院事業庁が金銭債務の支払遅延を事業者が確認し、催告を文書で行ってから6ヶ月後にならないと契約終了できない内容になっておりますが、本契約は四半期毎の支払ですので1ヶ月間の支払サイトも加えると、SPCは実質11ヶ月間病院事業庁からの入金がない状態で協力企業に対する維持管理運営業務費などを支払いつつ本事業を継続する義務が生じるため、契約終了までの期間の短縮をご検討願います。	ご意見として承ります。
188	31		6	3	70	1	病院事業庁の債務不履行による契約終了	施設整備費の残額部分の支払となっておりますが、6ヶ月間維持管理運営業は履行していた場合この費用ならびに事業者の得べかりし利益相当額は支払っていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	残額部分に該当する費用は事業者を支払います。なお、契約終了以降の、得べかりし利益相当額は事業者からの損害賠償の請求の範囲内と考えます。
189	31		6	3	70	2	病院事業庁の債務不履行による契約終了	貴庁の債務不履行により特定事業契約が終了した場合、出来高部分の貴庁買取及び支払方法につき、①及び③の事業者との別段の合意に基づく支払方法により支払われる際、事業者側で発生する金融費用(プレイクスト等)も貴庁にて負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	損害賠償の請求の範囲の問題となり、合理的な範囲で負担いたします。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
190	31		6	3	70	2		病院事業庁の債務不履行による契約終了	病院事業庁の債務不履行による契約終了の場合にも、第67～69条(事業者の債務不履行による契約終了)と同様、本件工事費相当額の10%に相当する金額を違約金として事業者に支払う旨及び損害賠償額を予定したのではない旨を追記し、両者対等な条件となる双務契約として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
191	31		6	3	70	2		病院事業庁の債務不履行による契約終了	本件工事費等相当額の残額を払うとありますが、未払いの維持管理・運営業務にかかるサービス購入料は支払われないのでしょうか。	第71条と同様に、「かつ、未払い部分の運営業務等に係る費用相当分を支払うものとする。」を条項文末に追加します。
192	31		6	3	70	2		病院事業庁の債務不履行による契約終了	病院事業庁による債務不履行による契約終了の場合、病院事業庁の選択として、②サービス購入料うち本件工事費相当額のうち未払金額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額を解除前のスケジュールで支払うことも可能となっていますが、この場合、SPCを存続するかまたは別の方法としても最大20年間にわたって事務経費が発生し続けますので、その継続には出資企業等による資金的手当てが必要です。本70条、第71条(法令変更による契約の終了)、第72条(不可抗力による契約終了)は、事業者側が当該リスクをコントロールできませんので②の支払方法の削除を検討願います。	現在のところ、本条のとおりと考えております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思っております。
193	31		6	3	70	2		病院事業庁の債務不履行による契約終了	契約終了の帰責者が県ですのでサービス購入料の支払い方法の選択権は事業者側としていただけないでしょうか。融資に関する金融費用を最低限に抑えるべく金融機関とも相談させていただきたいと存じます。	ご意見として承ります。
194	31		6	3	70	2		病院事業庁の債務不履行による契約終了	本件工事費相当額の残額に加え、契約終了時点までに実施された維持管理、運営業務に係る未払いのサービス購入料もお支払いただけますようお願いいたします。	契約終了時点までに実施された維持管理、運営業務に係る未払いのサービス購入料はお支払いたします。 関連 No191をご覧ください。
195	31		6	3	70	2		病院事業庁の債務不履行による契約終了	本件工事費等相当額という用語は定義されていない為、当用語の具体的な定義をご教示願います。	No166をご覧ください。
196	31		6	3	70	2		病院事業庁の債務不履行による契約終了	サービス対価の残額が一括で支払われる場合、どのようなスケジュールで支払われるのでしょうか？また前回のサービス対価の支払時から一括で支払われる時までの利息は付して頂けるのでしょうか？	スケジュールは支払い方法を決定する際に決定します。また、本件工事費相当額を一括で支払われる時までの利息は含まれます。なお、サービス購入料の未払いに基づく利息については、損害賠償請求の範囲内と考えます。
197	31		6	4	71			法令変更による契約の終了	法令変更により特定事業契約が終了した場合、出来高部分の貴庁買取及び支払方法につき、①及び③の事業者との別段の合意に基づく支払方法により支払われる際、事業者側で発生する金融費用(プレイクスト等)も貴庁にて負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲内で病院事業庁が負担します。
198	31		6	4	71			法令変更による契約の終了	「出来形部分」を「出来形部分と検査済の工事材料・建築設備の機器」としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
199	31		6	4	71			法令変更による契約の終了	「出来形部分を検査の上」とありますが、かかる「出来形」には病院施設等の整備(設計・調査・建設・工事監理)に関するものに加え、病院施設等の整備に関する初期投資と認められる費用(SPC設立費用等事業者の開業に伴う費用、建中金利、融資組成費用等)も含まれることを確認させてください。また、かかる「出来形」には建設業務のうち、未施工の購入済み資機材費用や既に発生した仮設工事費用や建設業務に係る経費等も含まれることを確認させてください。	No163、164をご覧ください。
200	31		6	4	71			法令変更による契約の終了	「病院事業庁はその出来形部分を検査の上、・・・買取るものとする」とありますが、出来形部分と確認される具体的な基準をご教示ください。	No163、164をご覧ください。
201	31		6	4	71			法令変更による契約の終了	出来形の合格部分に相応する工事費相当額により買い取るという規定の支払額と、なお書き以下の支払額に齟齬があるようですが。(72条も同様)	誤解を受ける表現となっておりますので、下記のとおり訂正いたします。 「・・・①本件工事費等相当額(病院施設の引渡し前の解除の場合は出来高部分の工事費等相当額)のうち・・・②本件工事費等相当額(病院施設の引渡し前の解除の場合は出来高部分の工事費等相当額)のうち・・・」
202	31		6	4	71			法令変更による契約終了	サービス対価の残額が一括で支払われる場合、どのようなスケジュールで支払われるのでしょうか？また前回のサービス対価の支払時から一括で支払われる時までの利息は付して頂けるのでしょうか？	スケジュールは支払い方法を決定する際に決定します。また、本件工事費相当額を一括で支払われる時までの利息は含まれます。 関連 No196
203	31		6	5	72			不可抗力による契約の終了	不可抗力により特定事業契約が終了した場合、出来高部分の貴庁買取及び支払方法につき、①及び③の事業者との別段の合意に基づく支払方法により支払われる際、事業者側で発生する金融費用(ブレイクコスト等)も貴庁にて負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲内で病院事業庁が負担します。
204	31		6	5	72			不可抗力による契約の終了	10行目「運営業務等」の定義をご教示ください。	維持管理・運営業務を指します。今後、入札説明書では、言葉を統一いたします。
205	31		6	5	72			不可抗力による契約の終了	「出来形部分」を「出来形部分と検査済の工事材料・建築設備の機器」としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。 No 163、164をご覧ください。
206	31		6	5	72			不可抗力による契約の終了	「出来形部分を検査の上」とありますが、かかる「出来形」には病院施設等の整備(設計・調査・建設・工事監理)に関するものに加え、病院施設等の整備に関する初期投資と認められる費用(SPC設立費用等事業者の開業に伴う費用、建中金利、融資組成費用等)も含まれることを確認させてください。また、かかる「出来形」には建設業務のうち、未施工の購入済み資機材費用や既に発生した仮設工事費用や建設業務に係る経費等も含まれることを確認させてください。	No163、164をご覧ください。
207	31		6	5	72			不可抗力による契約終了	病院施設の引渡し前の解除の場合、病院事業庁は出来形部分を検査の上、検査に合格した部分を当該部分に相応する工事費相当額等をもって買い取るものとすると思いますが、検査に合格した部分を買い取ることは、出来高に応じた金額をもって買い取るものであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、あくまで検査に合格した部分のみとなります。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
208	31		6	5	72			不可抗力による契約終了	引渡前に不可抗力による契約解除となった場合、不可抗力により損壊した出来形部分に相応する工事費相当額の負担は別紙4に基づいてなされるのでしょうか。	第82条第4項に基づく負担となり、所定の手続を踏む必要があります。
209	31		6	5	72			不可抗力による契約終了	サービス対価の残額が一括で支払われる場合、どのようなスケジュールで支払われるのでしょうか？また前回のサービス対価の支払時から一括で支払われる時までの利息は付して頂けるのでしょうか？	スケジュールは支払い方法を決定する際に決定します。また、本件工事費相当額を一括で支払われる時までの利息は含まれます。関連 No196をご覧ください。
210	32		6	6	73	1		事業関係終了に際しての処置	契約期間満了(平成46年3月31日)をもって本件事業関係が終了する場合、契約関係終了に伴い速やかに備品等を撤去する場合は、当該物件の処置について病院事業庁の指示に従うことが必要はないと解釈します。ご確認願います。	速やかに撤去してくださいと病院事業庁が指示した場合には、指示に従ってください。
211	32		6	6	73	3		事業関係終了に際しての処置	本項に記載の「病院事業庁が求める水準」とは業務要求水準という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
212	32		6	6	73	3		事業関係終了に際しての処置	事業終了時であることを鑑みると、「病院事業庁が求める水準」とは、施設、備品、機器についてのみ対象という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、維持管理・運営部分は除きます。
213	32		6		73	3		事業関係終了に際しての処置	本項の適用に当たり、第70条による契約終了の場合を除外していただけませんか。	ご意見として承ります。
214	32		6	6	73	4		事業関係終了に際しての処置	次の運営管理者に引き継がれるまで業務を継続する場合は、あくまで病院事業庁と事業者の間で継続の合意がなされた場合という理解でよろしいでしょうか。	病院事業庁の要求する場合は、新しい管理運営者に引き継がれるまでの間、業務を継続していただくこととなります。
215	32		6	6	73	4		事業関係終了に際しての処理	病院側が次の委託企業と契約するまで、事業者側が業務を継続するとの記述がありますが基本的には事業契約終了時に前に病院側は病院運営に必要な委託企業の選定を行うとの理解でよろしいでしょうか。事業者側としては、事業契約終了時点でSPCを解散し、すべての債権・債務を整理することが基本となります。維持管理・運営企業との契約も終了しますので、以後の業務の継続交渉は各委託企業と病院側が協議していただくものと理解してよろしいでしょうか。	病院事業庁の要求する場合は、新しい管理運営者に引き継がれるまでの間、業務を継続していただくこととなります。
216	32		6	7	74		(3) (4)	業務不履行に関する手続	(3)及び(4)で規定されている事項は、事業継続を目的とした貴庁による事業介入(ステップイン)かと存じますが、貴庁がこのような対応をされるにあたり、事業者が融資を行う金融機関に対し事前の協議の場、通知等を設けていただきたく存じます。また、当該協議、通知を行う旨、貴庁と金融機関での直接協定に規定していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。金融機関との直接協定に関する協議結果によりますが、金融機関への通知や協議の場を設けることを想定しており、その旨の規定を直接協定に規定する予定です。
217	32		6	7	74		(3) (4)	業務不履行に関する手続	かかるケースにおいては事前に融資金融機関と協議の場を設けて頂けますでしょうか？	金融機関との直接協定に関する協議結果によりますが、金融機関への通知や協議の場を設けることを想定しており、その旨の規定を直接協定に規定する予定です。
218	33		6	7	74		(4)	業務不履行に関する手続	かかる第三者への譲渡の場合の対価についてはどのように考えれば宜しいでしょうか。	その時の状況に応じて、適正金額が判断されることになると考えます。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
219	33		7		75	1	(7)	事業者による事実の表明・保証及び誓約	議決権に関する制限とは具体的にどのような制限を指しているのかご教示願います。	会社法第108条第1項第3号に示す制限です。例えば、完全無議決権株式や、一定の事項についてのみ議決権を要する様式などがあります。
220	34		7		75	4	(2)	事業者による事実の表明・保証及び誓約	定款記載事項の軽微な変更についても病院事業庁の承諾が必要なのでしょうか。	ご質問のとおりです。
221	34		7		75	4	(2)	事業者による事実の表明・保証及び誓約	条文中の「定款記載記載事項の変更」において、「記載」が二重に記載されており、誤記かと思われます。	ご質問のとおりです。訂正いたします。
222	34		7		75	5		事業者による事実の表明・保証及び誓約	条文中の「…直ちに病院企業庁に対してこれを通知すること」において、「病院企業庁」は「病院事業庁」の誤りではないでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。
223	35		7		76	1	(1)	病院事業庁による事実の表明・保証及び誓約	物価、金利の上昇により議決された債務負担行為設定額を超過することになった場合、適切な手続を行って頂けますでしょうか？	ご質問のとおりです。
224	35		7		76	1		病院事業庁による事実の表明・保証及び誓約	事業者の正当な権利が阻害される事態もあり得ますので(2)の「予算の範囲内」を削除願えませんか。	ご意見として承ります。病院事業庁が行政機関である以上は予算等の制約がありますので、ご了承ください。
225	35		7		76	2		病院事業庁による事実の表明・保証及び誓約	「病院施設の運営に必要な病院事業庁の取得すべき許認可」には、事業期間中に新たな債務負担行為の設定が必要になった場合に、議会の承認等を含め必要な許認可を採ることも含まれていると理解します。ご確認願います。	議会の承認は許認可ではありませんが、同条第1項第2号の規定に従い、債務負担行為の再設定等が必要な際には適切な対応を行います。
226	35		8		77	1		保証	保証事業会社の保証も、契約保証金の納付に代えて差し入れる保証として認めていただけるのでしょうか。	認めます。
227	35		8		77	1		保証	本契約締結時の契約保証金納付について、納付された保証金のその後の取扱について規定がされておりませんので、ご教示願います。	納付された契約保証金は契約終了後に還付されます。
228	35		8		77	1		保証	銀行が振り出す小切手とは自己宛小切手を指すのでしょうか？	ご質問のとおりです。
229	35		8		77	1		保証	本条第1項において契約保証金の額は「本件工事費等相当額に当該相当額の100分の5に相当する額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上」とされていますが、一方で第68条における違約金の金額と本条第2項における履行保証保険の保険金額は「本件工事費等相当額の10%に相当する金額」とされています。これらの金額は一致すべきものと考えられますので統一して頂きますようお願い致します。	今後、入札説明書でお示しします。
230	35		8		77	2		保証	「病院事業庁が適当と認める者」とありますが、具体的な適格基準についてご教示下さい。また、病院事業庁において適格性を審査する具体的なスケジュールについてもご教示下さい。	保証を差し入れようとする者の主たる業種、資力、信用力等を総合的に審査します。また、スケジュールについては、落札者決定後に審査することになります。
231	35		8		77	2		保証	「本駐車場Ⅱ整備工事」に関する契約保証金免除措置として事業者が履行保証保険を付保する場合、どの時期に当該保険契約を行うことが必要でしょうか。	入札説明書でお示しします。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
232	36		10		81			不可抗力への対応	本条に記載の「病院処理施設」とは何を指すのでしょうか。	病院施設を指します。誤植ですので、訂正いたします。
233	36		10		82	2		協議	条文中の「…病院施設の回復の可能性、その方法、所用期間、費用等不可抗力に対する対応措置…」において、「所用」は「所要」の誤りではないでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。
234	36		11		83			公租公課の負担	契約印紙代について、神奈川県病院事業庁分は免除とされるため、契約印紙代の負担は1通分との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
235	36		11		83			公租公課の負担	契約印紙代について、独立行政法人化された場合についても同様に免除され、契約印紙代の負担は1通分との理解でよろしいでしょうか。	本件の契約締結時は病院事業庁と契約を締結することになります。
236	37		11		87	1	(2)	秘密保持・個人情報保護	「本事業に関する助言」は「本件事業に関する助言」の誤りでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。
237	37		11		87	1		秘密保持・個人情報保護	協力企業に対する開示も承諾なく可能という理解で宜しいでしょうか。	本契約上の義務の履行に必要である限り、協力企業に対する開示の承諾は必要ありません。
238	37		11		87	1		秘密保持・個人情報保護	万一公的機関から開示を求められた場合についても、例外として認めて頂くことは可能でしょうか。	「個人情報の保護に関する法律」及び「神奈川県個人情報保護条例」の規定に従ってください。
239	38		11		88			保険	本事業において付保すべき保険の内容について具体的な記載がありませんが、事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	現段階では事業者の提案に委ねる予定ですが、付保をお願いする保険があった場合には入札説明書でお示します。
240	38		11		88			保険	本事業に関して県または地方独立行政法人が加入予定の共済または保険はございますか。もしあれば、その内容を教えてください。	現段階では保険加入は想定していませんが、加入することになった場合には入札説明書でお示します。
241	38		11		88			保険	県(または地方独立行政法人)所有施設について、不可抗力または事業者帰責による損害が発生した場合、まず県等が加入する共済または保険による補償が優先されるという理解でよろしいでしょうか。	優先されません。
242	38		11		90		(1)	独占禁止法違反の場合の損害賠償額の前定	構成員、協力企業、受託者等が本項各号に該当する場合を含め賠償金の支払義務を全て事業者を負わせることはあまりに過酷であり、当該該当するものが直接賠償金の支払責任を負うべきものと思われます。ご再考願います。	現在のところ、本条のとおりと考えております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思っております。
243	38		11		90		(1)	独占禁止法違反の場合の損害賠償額の前定	「病院事業庁が本契約を解除するか否かを問わず」とありますが、仮に、事業者ではなく構成員、協力企業、受託者等が本項各号に該当し、当該事由をもって県が事業契約を解除される場合、根拠となる条項をお示してください。	第75条第3項第4号に違反しており、第67条の規定により契約解除になります。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
244	38		11		90		頭書	独占禁止法違反の場合の損害賠償の予定 本契約の契約金額の15/100は事業者、構成員等に過度な負担となり、金融機関も当該金額を事業者及び構成員等により何らかの手段で手立てしていない場合、融資が厳しいものと考えております。賠償金の水準につき引き下げ等ご検討願います。 また、事業者、構成員は本事業の中核的な推進者としてまだ理解できますが、協力企業、受託者まで範囲を広げると、当該賠償金に対応するコストが提案価格に上乗せされ、結果的に割高にならうかと存じます。貴庁のお考えをご教示下さい。	前段については、ご意見として承ります。後段については、No242をご覧ください。	
245	38		11		90		独占禁止法違反の場合の損害賠償額の予定	表題に「損害賠償額の予定」とあるが、契約金額の100分の15という金額は損害賠償額の予定として位置付けられ、病院側に生じた実損がこれに不足する場合、超過する場合、いずれであっても当該金額を賠償金として支払えば足りるという理解で宜しいでしょうか。	本条のみに該当する場合は、100分の15という金額を損害賠償額と考えています。 なお、契約解除に至った場合は、第6章に記載のとおりの手続きより、別途違約金が必要となります。	
246	38		11		90		独占禁止法違反の場合の損害賠償額の予定	「～、病院事業庁が本契約を解除するか否かを問わず、」とあるが、第90条規定の事由に基づく場合であれば、解除に至った場合であっても、100分の15を支払えば賠償金として足りるという理解で宜しいでしょうか。	契約解除に至った場合は、第6章に記載のとおりの手続きより、別途違約金が必要となります。	
247	39		12		91	3	請求、通知等の様式その他	条文中の「…「民法」(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる…」において、「商法(明治32年法律第48号)」は「会社法」(平成17年法律第号)」の誤りではないでしょうか。	誤りではありません。	
248	39		12		92		提案書の著作権	「本事業における公表時」は「本件事業における公表時」の誤りでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。	
249	1		附則		1	1	出資者の誓約	事業者への出資形態としては、一般的な株式に加え、匿名組合出資も許容されとの理解でよろしいでしょうか。 当該許容は、事業者が資金のみ拠出し、協力企業、受託者とはならない投資家も本PFI事業に参加することを許容されとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 ただし、匿名組合出資の形態であっても病院事業庁に対しては出資者誓約書の提出義務があるため、出資者は明らかにする必要があります。	
250	1		附則		1	2	出資者の誓約	条文中の「…若しくは一部の第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分担保設定その他の処分は、…」において、「担保設定その他の処分」が二重に記載されており、誤記かと思われます。	ご質問のとおりです。訂正いたします。	
251	1		附則		3	2	独立行政法人への移行	移行に伴って必要な協力とはどのような協力なのか、具体的にご教示ください。	現在のところ、具体的には想定していません。	
252	1		附則		3	2	独立行政法人への移行	事業主体が貴庁から地方行政独立法人に変更することにより、法律効果等はどのようなものがあるのかご教示ください。 事業主体の変化により、貴庁と締結した特定事業契約の内容が地方独立行政法人に移行されるものと理解してよろしいでしょうか。 また、本件移行により必要となる協力を、事業者自らの費用で行うとありますが、具体的な金額として、どの程度見込んでおけばよいかご教示ください。	本件に関して、地方独立行政法人化した場合の法律効果等は基本的にはないものと考えており、特定事業契約の内容は地方独立行政法人に移行されます。 また、具体的な金額は提案に委ねます。	
253	1		附則		3	2	独立行政法人への移行	条文中に「…また、乙は、地方独立行政法人法第66条第3項の異議を述べないものとする」とありますが、「乙」は事業者のことを指すと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 「乙」は「事業者は」に訂正いたします。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
254	1		附則		3			独立行政法人への移行	独立行政法人化後の当該法人の収支見込(重粒子治療施設の収支を含む。)について開示いただけませんかでしょうか。	現在のところ開示できません。
255	1		附則		3			独立行政法人への移行	「本件移行に伴い必然的な必要不可欠な点について本契約の条項を変更する変更契約を締結する」とされていますが、本件移行に伴い必然的な必要不可欠な点とは具体的にどの条項を指しているのかご教示願います。	現在のところ、具体的には想定していません。
256	1		附則		3			独立行政法人への移行	独立行政法人に移行された場合、事業者側の権利・義務・地位および事業に費用なサービス購入料についても継承されるものと理解してよろしいでしょうか。特にサービス購入料支払いの予算措置等の確実性を担保する保証書等を締結していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	前段はご質問のとおりです。なお、後段については想定しておりません。
257	2	1						病院施設配置図	「業務要求水準書に示します。」とありますが、該当箇所は「業務要求水準書 添付資料4 計画敷地図」と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
258	3	2						業務概要書	II 維持管理・運営関係に「総合案内業務」とありますが、業務要求水準書には記載がありませんので、本件事業の業務には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。
259	5	4						不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担	*4について、「通常避けることができない」事由により発生した第三者損害については、本事業の実施者である病院事業庁の負担としていただけないでしょうか。(参考:公共工事標準請負契約約款28条)	No83をご覧ください。
260	5	4						不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担	注1では特に記載はありませんが、注3では同一事業年度内に生じた損害のみ累積対象との記載がございます。注1の場合には、同一事業年度内という限定なく累積されるという理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
261	5	4						不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担	不可抗力事由の1%事業者負担ですが、建設期間中に事業者が地震保険(施設整備費の1%相当分)を付保した場合、この保険金は事業者負担の1%に充当することが出来るものとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
262	5	4						不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担	不可抗力により第三者に生じた損害について事業者が帰責性が無い場合には、事業者が一部負担する合理的な根拠は乏しいものと考えます。第三者に生じた損害に対し帰責性とは無関係に政策的に補償を行うのであれば、全て県の負担とすべきではないでしょうか。	No87をご覧ください。
263	6	4						不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担	維持管理・運営期間中における「不可抗力による合理的な増加費用及び損害」は事業者が行う維持管理・運営業務に係る損害に限られ、県が所有する施設の損害は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	施設設備保守管理業務の対象となる施設の損害は含まれます。
264	7	4						不可抗力による合理的な増加費用及び損害の負担	不可抗力による損害等について保険金によるてん補を受けた場合、「当該てん補金のうち事業者が負担すべき金額を超過する額について県の負担より控除する。」という理解で宜しいでしょうか?	保険金によるてん補の有無に関係なく、100分の1までは、事業者の負担です。その費用の調達について、保険により充当するか、別途の資金を調達するか等は、事業者の提案とします。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
265	6		5					法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担	「本事業に直接関係する法令変更」等を病院事業庁が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担するものとされていますが、実施方針の添付資料4「予想されるリスクと責任分担表」には「法制度リスク」の「法制度の新設・変更に関するもの」について、県が主負担、事業者が従負担と記載されています。法令変更による増加費用及び損害は原則として病院事業庁が負担するものとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
266	6		5					法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担	但し書きのところで、「外形標準課税が導入された場合においても」と記載されていますが、外形標準課税については2004年度より適用されているのではないのでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。
267	6		5					法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担	「…以下の①ないし③のいずれかに該当する場合には…」の記載は、「以下の①から③のいずれかに該当する…」が正ではないのでしょうか？	「ないし(乃至)」は、「～から～まで」の意味となりますので、誤りではなく、訂正いたしません。
268	9		7	1	(3)			改定率①～⑩ 計算式	サービス購入料4については、物価変動に基づく改定が行なわれますが、基準日(当該業務の着手日)が契約年(平成22年)から数年後となることから、当算定にそのまま(表3)の計算式を当てはめることは、矛盾が生じると理解します。 サービス購入料4の算定における改定率の計算式においては、分母を契約締結年(平成22年)にするなど、契約年と基準日との時間差を解消するための、何らかのご対応をお願いできないでしょうか。	入札説明書でお示しします。
269	9		7	1	(3)			サービス購入料3 患者給食提供業務の変動費について	「サービス料3は固定費+変動費により支払う」とありますが変動費は食材費のみでしょうか。また、食材費について1食あたり概ねいくらの費用を想定されていますでしょうか。	事業者提案の範囲と考えます。
270	9		7	1	(3)			サービス購入料の構成	実施方針にも同様の記載がありますが、サービス購入料2の備考欄に、「⑩の医療機器保守点検業務は開業から6年までを原則とし、～」とある一方で、「サービス購入料2は固定費として支払う」とあります。開業から6年までとそれ以降では、医療機器保守点検業務費の分、費用に変更が生じてしまいますが、これに伴うサービス購入料2の変更は認められますでしょうか。	ご質問のとおりです。
271	10		7	1	(4)	ウ	(ア)	サービス購入料1	サービス購入料1の支払日も年4回(1,4,7,10月末日)と考えてよろしいでしょうか。	実施方針に対する回答No245をご覧ください。
272	10		7	1	(4)	ウ	(ア)	サービス購入料1	実施方針にも同様の記載がありますが、サービス購入料1の支払い方法として、割賦払いが規定されております。当条件下では、事業者が建設費支払いの為のプロジェクトファイナンスを引く必要が生じます。 割賦払い、及び、これに伴うプロジェクトファイナンスの実行を選択した背景をご教示願います。	民間資金の活用により、民間事業者への適切なリスク移転とそれに対する民間事業者のノウハウを活用したいと考えています。
273	10		7	1	(4)	ウ	(ア)	サービス購入料1	実施方針にも同様の記載がありますが、サービス購入料1の支払い方法は、5年ごとに期間を分けた元利均等払とされています。これは、消費税を含めた支払い金額が均等となるの理解で宜しいでしょうか。それとも、消費税を含めずに、元金の返済金額のみが均等となるように支払われるのでしょうか。	消費税を含めない事としてください。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
274	10	7	1	(4)	ウ	(イ)	サービス購入料2	実施方針にも同様の記載がありますが、「～、提案された四半期毎の費用を定額で20年5ヶ月間にわたり支払う。」とある一方で、「別紙7 1 (3)サービス購入料の構成」では、「医療機器保守点検業務が開業から6年までを原則とする」とあり、開業から6年までとそれ以降では、医療機器保守点検業務費の分、費用に変更が生じてまいります。これに伴うサービス購入料2の変更は認められますでしょうか。	認めます。	
275	11	7	1	(4)	ウ	(エ)	サービス購入料4	サービス購入料4の支払に関して「業務の完了の確認を行った日の属する年度の第4四半期のサービス購入料と合わせて支払う」とありますが、タイミングによっては業務完了確認日から1年以上経過後の支払となることも考えられます。業務完了のご確認をいただいた後、速やかにお支払いいただけないでしょうか。また、業務完了の確認は業務完了後速やかに行っていたらいいのでしょうか。	現在のところ特定事業契約書(素案)にお示した方法によることとしております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見いただきたいと考えています。	
276	11	7	1	(4)	ウ	(オ)	各費用毎の支払方法	大規模改修に関するサービス購入料は提案に基づき業務の完了の確認を行った日の属する年度の第4四半期に支払うとのことですが、提案した「長期修繕計画」と時期的、金額的に相違が発生した場合の支払方法、支払金額の取り扱いについてご教示願います。	「実施方針」の回答No258をご覧ください。	
277	11	7	1	(4)	ウ	(オ)	サービス購入料5	サービス購入料5の支払に関して「業務の完了の確認を行った日の属する年度の第4四半期のサービス購入料と合わせて支払う」とありますが、タイミングによっては業務完了確認日から1年以上経過後の支払となることも考えられます。業務完了のご確認をいただいた後、速やかにお支払いいただけないでしょうか。また、業務完了の確認は業務完了後速やかに行っていたらいいのでしょうか。	No275をご覧ください。	
278	12	7	1				年間の支払イメージ	実施方針にも同様の記載がありますが、グラフでは、サービス購入料1の支払いが第2四半期と第4四半期にのみ計上されている一方で、「別紙7 1 (4) ア 支払い時期」では、サービス購入料の支払いを年4回とする旨が規定されております。どちらを正とすれば宜しいでしょうか。	「実施方針」の回答No245をご覧ください。	
279	13	7	2	(1)			建設費用の物価変動に伴う改定	実施方針にも同様の記載がありますが、物価の変動に関しては、対象品目の物価が下がった場合、サービス対価が減額されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。	
280	13	7	2	(1)	エ		改訂の基本的な考え方	「ただし、設計費、工事監理費などを除いた～」は「ただし、設計費、工事監理費などを除いた～」の誤りではないでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。	
281	13	7	2	(1)	エ		改訂の基本的な考え方	物価変動に伴う改定は、設計費、工事監理費などを除いた直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費とするとのことですが、物価変動に伴う改訂の対象とならない費用は設計費、工事監理費のみでしょうか。その他予定されているのであればご教示願います。	現段階ではご質問のと通りの対応を想定しています。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
282	16	7	3	(1)	イ			改訂の基本的な考え方	サービス購入量2、3については、診療科目の変更や、患者及び疾患動向の変化、実需要数、患者数、医療保険制度の改正、税制の変更などを考慮した見直しの規定をおくこともご検討いただけませんか。	当該改定は物価変動に基づく改定であり、ご質問にあるようなケースは第43条に該当しません。
283	16	7	3	(2)	ア	(ウ)	b	基準金利	P16 (ウ) 金利の改定において、初回の基準金利の確定時期が融資契約日となっておりますが、各支払期間の2営業日前を適用しない理由についてご教示ください。あくまで融資契約日は事業者と融資者との契約であり、この日を基準金利の確定日とする場合、金利変動リスクともなうリスクプレミアムを上乘せすることになり、結果的にVFMの低下になるものと思われます。	病院運営上、病院事業庁としてサービス購入料1の金額を早めに確定したいからです。現時点では、このとおりに考えていますが、意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思っております。
284	16	7	3	(2)	ア	(ウ)	b	基準金利	運営開始～5年目のサービス購入料の基準日は融資契約日ではなく、施設引渡日の2営業日前として頂けませんでしょうか？	No283をご覧ください。
285	16	7	3	(2)	ア	(ウ)	b	基準金利	6年日以降のサービス購入料の基準日について「各支払期間」の2営業日前とは「各支払期間の初日の2営業日前」(4月1日の2営業日前)という理解でよろしいでしょうか？	ご質問のとおりです。
286	16	7	3	(2)	ア	(ウ)	b	基準金利	基準金利確定日を跨ぐサービス対価の支払、例えばH31年4月30日支払分は、変更前の金利で計算されるのでしょうか、それとも2/1～3/31は変更前、4/1～4/30は変更後の金利で計算されるのでしょうか？ 後者の場合ですと元均等の分からは計算となり、計算が不可能と思われると思います。ご教示下さい。	ご質問の平成31年4月30日に支払われるサービス購入料は平成31年3月31日までのサービスに対する支払になるので、当然改定前の金利で支払われます。
287	18	7	3	(2)	イ			(表1)	サービス購入料2における、「⑧院内保育施設運営業務の計算方法」について、詳細な改定率が示されておりませんが、後日公表されると認識してよろしいでしょうか。ご教示願います。	改定率①とします。
288	18	7	3	(2)	イ			(表1)	実施方針にも同様の記載がありますが、「サービス購入料2 ⑧院内保育施設運営業務」の計算方法欄に、「改定率」とのみ記載されています。当業務費に対しては、改定率何番の指標が適用されるのか、ご教示願います。	No287をご覧ください。
289	24	8	2	(1)	ウ			業務要求水準が満たされていない場合の措置	実施方針にも同様の記載がありますが、「なお、サービス購入料の減額については、～、サービス購入料の総額を対象に行うものとする。」と規定されています。ここでいう「サービス購入料の総額」とは、減額等の対象となる各項目の要因となった業務に対するサービス購入料の総額という理解で宜しいでしょうか。それとも、当事業全体のサービス購入料という理解でしょうか。	当事業全体のサービス購入料となります。

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
290	24	8	2	(1)	ウ		業務要求水準が満たされていない場合の措置	<p>実施方針にも同様の記載がありますが、「なお、サービス購入料の減額については、～、サービス購入料の総額を対象に行うものとする。」と規定されています。ここでいう「サービス購入料の総額」に、割賦部分の建設費まで含まれる場合、当支払いを担保とするプロジェクトファイナンスを引くことが難しくなり、事業者が本事業へ参画する際の大きな障害となりかねません。</p> <p>また、建設費を除いた運営業務費が対象となる場合でも、運営の一業務を担当する協力企業等にとって非常に大きなリスクとなるという問題点や、複数の企業が要因となって減額が発生した場合、負担の切り分けが曖昧になるという問題点がございます。</p> <p>(例えば、年間総運営費2億円、担当業務2000万円の場合、担当業務費の10倍のリスクを背負うことになり、民間企業の本事業への参画意欲減衰に繋がりがかねません。)</p> <p>以上を踏まえ、減額対象となるサービス対価を減額要因となった業務に限定して頂く事は可能でしょうか。</p>	現在のところ、減額の対象は、サービス購入料総額と考えております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思っております。	
291	24	8	2	(1)	ウ		業務要求水準が満たされていない場合の措置	<p>本件、所謂「ユニタリーペイメント」の考え方であると理解します。この考え方は、融資の元利払いがモニタリングによる減額リスクに晒された金融機関が事業監視能力を有していることが前提となります。しかし、日本の場合、病院PFIの各業務に対する事業監視能力を十分に備えた金融機関は殆ど無くまた事業監視を行う第三者機関などのインフラも整備されていません。このような状況で病院PFIにユニタリーペイメントを導入すれば、ファイナンスが付かない可能性が非常に高く、本事業を成り立たせるためにも本件ご再考頂くべきと考えます。</p>	現在のところ特定事業契約書(素案)にお示した方法によることとしております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと考えております。	
292	25	8	2	(2)	ア	(イ)	対象となるサービス購入料	<p>減額の対象となるサービス購入料を「サービス購入料総額」とされていますが、減額等の対象となるモニタリング実施段階において、既にサービス購入料1に相当する業務は完了しております。また、サービス購入料1は金融機関への返済原資であり、当該サービス購入料の減額は事業者の返済不能に直結する事態を招きかねません。減額の対象となるサービス購入料からサービス購入料1を除外していただけますでしょうか。</p>	現在のところ特定事業契約書(素案)にお示した方法によることとしております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見いただきたいと考えています。	
293	25	8	2	(2)	ア	(エ)	減額の方法	<p>「サービス購入料総額の支払停止措置」とありますが、減額等の対象となるモニタリング実施段階において、既にサービス購入料1に相当する業務は完了しております。また、サービス購入料1は金融機関への返済原資であり、当該サービス購入料の支払停止措置は事業者の返済不能に直結する事態を招きます。支払停止措置の対象となるサービス購入料からサービス購入料1を除外していただけますでしょうか。</p>	現在のところ特定事業契約書(素案)にお示した方法によることとしております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと考えております。	
294	25	8	2	(2)	ア	(エ)	減額の方法	<p>サービス購入料の減額が行われる場合、支払金利についてはスケジュール通りの金額が支払われるのでしょうか？</p>	事業者に対しては減額後の金額をお支払することになりますので、事業者から金融機関へどのように支払いを行うかは事業者と金融機関との調整になると考えます。	
295	25	8	2	(2)	イ		患者の身体・生命等に関すること	<p>「直接患者の身体・生命等に係る項目で重大な業務要求水準の未達があった場合には」とありますが、「重大性」のレベルを判断するための指標は別途作成されると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	「実施方針」の回答No298をご覧ください。	

「神奈川県立がんセンター整備運営事業 特定事業契約書(素案)」に関する質問回答書

No	頁	該当箇所						タイトル	質問	回答
		別紙	章	節	条	項	(1)			
296	25	8	2	(2)	イ			患者の身体・生命等に関すること 直接患者の身体・生命等に係る項目で重大な業務要求水準の未達が1件発生した場合、直ちに36PPが適用され支払停止扱いになると理解して宜しいでしょうか。仮にそうなるのであれば、これらの項目に係る業務については、過大な負担がネックとなり協力企業が忌避、欠落し、本事業自体が成り立たなくなる(＝入札不調となる)可能性が大きくなります。ペナルティは要求水準維持のための動機付けとして機能する必要最低限の水準に調整して頂きますようお願い致します。	現在のところ、本条のとおりと考えております。意見交換会又は事業者ヒアリングでご意見を頂きたいと思っております。	
297	26	8	2	(3)				支払停止及び減額の方法 モニタリングはサービス購入料の減額等を目的とするものではなく、あくまで業務水準の維持、向上にあるものと存じます。かかる見地から、マイナス面に対するペナルティだけを追及するのではなくプラス面に対する積極的な評価(例えば一定の業務水準以上の評価をもってペナルティ部分を相殺できる等々)もモニタリング基準に織り込んでいただけますようお願いいたします。	「実施方針」の回答No296をご覧ください。	
298	26	8	2	(3)				支払停止及び減額の方法 モニタリングの結果につきましては、その影響が極めて大きいことから、関係者協議会等を経て、県、事業者双方の相互認識の下、最終的な判断がなされるスキームとしていただけませんでしょうか。	「実施方針」の回答No313をご覧ください。	
299	27	9-1	～		29			出資者誓約書の宛て先が、「神奈川県病院事業長様」になっていますが、「神奈川県病院事業庁長様」の誤りではないでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。	
300	31	11			4			代位等 「事業契約」は「特定事業契約」の誤りでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。	
301	31	11			4			保証契約の解約・終了 「事業契約」は「特定事業契約」の誤りでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。	
302	31	11			4			保証契約の解約・終了 条文中に、「・・・その裁量による判断によるい、・・・」とありますが、「よるい」は「より」の誤りではないでしょうか。	ご質問のとおりです。訂正いたします。	